第2期 佐伯市長期総合教育計画 (素案)

さいき"まなび"プラン 2017 《計画期間》 平成 29 年度~平成 38 年度 (2017 年度~2026 年度)

平成 28 年 8 月 佐伯市教育委員会

目 次

第	2	期估	三伯市	5長	期	総合	台	教	育	計	画	0	策	定	に	当	た	0	7													
	1	言	上画第	(定)	Dī	趣旨	i	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	言	画の)特征	敳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	言	画の)期	間	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				•	•			•	•		•		•	2
	4	言	一画の	目	漂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5	=	一画の)体;	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
各	分	野の	施第	Ę																												
I		「生	こきる	· 力.] ;	をり	は	ぐ	<	む	学	校	教	育	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	硝	産かな	(学)	力(のす	育	戎	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	豊	きかな	; ()	$\mathcal{D}^{\overline{\cdot}}$	育月	戊	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	3	傾	とやカ	な	体	のす	育	戎	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	4	特	別支	援	教:	育の	か;	充:	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	5	生	:徒指	導	\mathcal{D}_{i}	充	芙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	6	幼	力児参	対育($\mathcal{D}_{\overline{z}}$	充 3	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	7	孝	対育の	国(祭	化	• 1	青	報	化	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
Π		信賴	ほと協	動	に	よれ	3	学	校	づ	<	り	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	1	豊	是かな	:教	育!	環均	竟($\mathcal{D}^{\underline{!}}$	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	2	孝	敗職員	し の	意	識	攻	革	ا ح	資	質	能	力	0)	白	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	3	坦	地域と	ځ ځ	ŧІ	128	あ・	る:	学	校	づ	<	ŋ	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
	4	岁	全•	安	广	なき	学	交	づ	<	り	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
	5	坦	地域に	上根	ざ	した	た!	豊	カゝ	な	学	校	給	食	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
Ш		社会	教育	う の	充:	実。	と、		子	ど	ŧ	•	若	者	の	豊	か	な	心	0)	育	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
	1	学	意識	徐	を	支	え・	る?	社	会	教	育	施	設	0	整	備	と	活	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	2	愇	青報化	公社:	会	に対	対	芯	し	`	力	強	<	生	き	る	た	め	0)	学	習	機	会	0	提	供	•	•	•	•	•	46
	3		「地域	協	育.	•	Γ	地:	域	協	働]	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
	4	子	こども	• 5	若	者り	<u>こ</u>	生	き	る	喜	び	を	伝	え	る	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
IV			を草																													
	1	学	校に	お	け	るノ	人材	権	教	育	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
	2	坩	地域に	におり	け・	るノ	人村	雀	教	育	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56

1 文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり・・・・・・・・・・・60 2 文化財・伝統文化の保存・継承と活用・・・・・・・・・・・・・・・64 VI 健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・68 1 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の効果的な活用・・・・・・・70 2 競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実・・・・・・74	V $\vec{\sqcap}$	市民ご	女化の	創造	と文化	化財	• 伝	統文	化の	保有	Ē • }	継月	r E	活	用	•	•	•	•	•	•	•	58
VI 健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興・・・・・・・・・68 1 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の効果的な活用・・・・・・70	1	文化	匕芸術	活動	の推済	進に、	よる	心豐	かな	ひと	づ	< !	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
1 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の効果的な活用・・・・・・70	2	文化	匕財・	伝統]	文化	の保る	存•	継承	と活	用•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
	VI 復	建康~	で心豊	かな	活気	あふね	れる	スポ	ーツ	の振	興	•		•	•		•	•		•	•	•	68
2 競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実・・・・・・74	1	生》	歪スポ	ーツ	の推済	進と	スポ	ーツ	施設	の対	果	的な	な活	用	•	•	•	•	•	•	•	•	70
	2	競技	支スポ	ーツ	の向	上と	子ど	もの	スポ	ーツ	'機:	会の	つ充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	74
	1	教育	育委員	会及	び事	務局(の機	能充	実・		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	78

第2期佐伯市長期総合教育計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

佐伯市教育委員会では、平成 19 年度 (2007 年度) に佐伯市長期総合教育計画「さいき"まなび"プラン 2007」を策定、さらに平成 24 年度 (2012 年度) には計画の見直しを行い佐伯市長期総合教育計画・中間年改訂版「さいき"まなび"プラン 2012」を策定し、さまざまな教育施策に取り組んできました。

この間、学校をとりまくさまざまな教育環境の整備や、地域における「協育」ネットワークの構築等、一定の成果がありましたが、「まなびプラン」で取り組んできた多くの施策については、引き続き、さらなる取組を推進していかなければなりません。

人々の生活様式や価値観が多様化する中、少子高齢化の進行による人口減少や、 経済的な格差の拡大など、社会情勢が急速に変化する一方、地方創生や教育委員会 制度の改革など、教育を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような状況の中、前回の「まなびプラン」を踏襲しつつも、時代の変化に的確に対応し、より充実した教育施策を推進していくため、第2期佐伯市長期総合教育計画「さいき"まなび"プラン 2017」を策定いたしました。

2 計画の特徴

本計画は、教育基本法第 17 条第2項の規定に基づく、本市の教育振興のための基本計画として位置づけられます。

計画の策定にあたっては、有識者 34 人からなる「佐伯市長期総合教育計画審議会」を設置し、さらに「学校教育」「社会教育」「保健体育」「教育総務」の4つの部会を設けて、それぞれの課題について審議を重ねました。また、市内9箇所で地域教育懇談会を開催するとともに、市民アンケート調査を実施し、できるだけ計画の中に市民の皆様の意見を反映させています。

本計画では、各分野における「基本目標」に基づいて、推進する「施策」ごとに、「現状と課題」「これからの基本方向」「主な取組」「目標指標」を明確にし、計画が確実に実行され、その結果を客観的に評価できるようにしています。

計画の推進にあたっては、毎年度、その年度に取り組むべき重点施策をとりまとめて公表するとともに、年度終了後には、教育委員会事務局による内部評価と外部 委員による評価を行い、その結果を公表していきます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。ただし、国の教育諸政策の変更や社会情勢の変化等に対応するため、中間年を目途に見直しを行います。

4 計画の目標

未来を担う子どもたちを育て、地域を支える幅広い人材の育成を図っていくために、前計画である「さいき"まなび"プラン 2007」「さいき"まなび"プラン 2012」の理念を継承し、

「人が学び、人が活き、人が育つ佐伯の教育」の創造

を、本計画の全体目標として、さらなる施策の推進を図っていきます。

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 特別支援教育の充実
- 5 生徒指導の充実
- 6 幼児教育の充実
- 7 教育の国際化・情報化の推進

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

- 1 豊かな教育環境の整備
- 2 教職員の意識改革と資質能力の向上
- 3 地域とともにある学校づくりの推進
- 4 安全・安心な学校づくりの推進
- 5 地域に根ざした豊かな学校給食の推進

Ⅲ 社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成

- 1 学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用
- 2 情報化社会に対応し、力強く生きるための学習機会の提供
- 3 「地域協育」・「地域協働」の推進
- 4 子ども・若者に生きる喜びを伝える

Ⅳ 人権を尊重するまちづくりの推進

- 1 学校における人権教育の推進
- 2 地域における人権教育の推進

V 市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用

- 1 文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり
- 2 文化財・伝統文化の保存・継承と活用

Ⅵ 健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興

- 1 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の効果的な活用
- 2 競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実

Ⅲ 市民に開かれた教育行政の推進

1 教育委員会及び事務局の機能充実

T	「生きるカ」	をはぐく	む学校教育の推進
T	· I C (0/)	C 10 / /	

 1 確かな学力の育成

 2 豊かな心の育成

 3 健やかな体の育成

 4 特別支援教育の充実

 5 生徒指導の充実

 6 幼児教育の充実

教育の国際化・情報化の推進

7

-	5	-	
---	---	---	--

1 確かな学力の育成

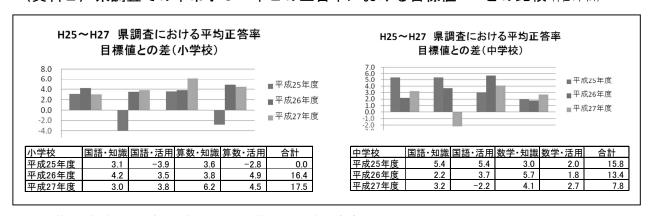
現状と課題

- 変化が激しく、予測が難しい社会を生きる子どもたちには、他者と協働し、未来 を切り拓く力が求められます。そのためには、「基礎的な知識・技能」、「課題を解決 する思考力・判断力・表現力等」、「学ぶ意欲」のいわゆる「学力の三要素」をバラ ンス良く育成することが必要です。
- これまで本市では、子どもたちの確かな学力を育成するため、各種学力調査結果 の分析及び具体的対策の提示や、「わかる授業」づくりをめざした研修、地域と連携 したキャリア教育の充実等に取り組んできました。
- その結果、全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査において、本市の 児童生徒の各教科における正答率は、ほぼ全国、県平均に並びました。今後は、活 用問題に対応する力の育成に向け、組織的な授業改善や家庭との協働が必要です。

〈資料1〉全国調査での本市小6・中3の正答率(※)における全国値との比較(単位: は(外)

対象学年		小	学校第6学	年			中	学校第3学	年	
教 科	玉	語	算	数	合計	国	語	数	学	合計
区 分	A 知識	B 活用	A 知識	B 活用		A 知識	B 活用	A 知識	B 活用	一司
佐伯市	71.7	71.7 65.6		41.7	253.3	76.5	64.5	62.0	37.9	240.9
全国値	70.0 65.4		75.2	45.0	255.6	75.8	65.8	64.4	41.6	247.6
国との差	1.7	0.2	-0.9	-3.3	-2.3	0.7	-1.3	-2.4	-3.7	-6.7

〈資料2〉県調査での本市小5・中2の正答率における目標値(※)との比較(靴:ポイント)



※正答率:児童生徒が全設問数に対し、正答した問題数の割合

※目標値:児童生徒に到達してほしい基準。目標とする点数という意味合い。

これからの基本方向

- (1)「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学ぶ意欲」を育成する「わかる授業」 の創造をめざします。
- (2) 家庭と協働した家庭学習の充実をめざします。

- (1)「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学ぶ意欲」を育成する「わかる授業」 の創造
- ①学校全体で取り組む組織的な授業改善
 - *学校教育目標と連動した授業改善テーマの設定
 - *マネジメントサイクル(※1)を取り入れた授業の改善
- ②一時間目標達成型授業の実践
 - *学ぶ意義・目的を明確にし、学習の成果を実感できる授業の実施
 - *振り返りの時間を確保した授業の充実
- ③アクティブ・ラーニング(主体的・協働的な学び)の推進
 - *単元構想に基づいた問題解決的な展開の授業 (※2) の実施
- ④「ふるさと創生」を核とした総合的な学習の時間の充実
 - *地域や児童生徒の実態に応じたカリキュラムの策定
 - *付けたい力に即した探究的・協同的な活動の充実
- (2) 家庭と協働した家庭学習の充実
- ①授業と連動した家庭学習の内容の充実
 - *授業と宿題をつなぐ意図的・計画的な家庭学習
- ②家庭学習の時間の確保
 - *学校と家庭との協働した取組の設定



「わかる授業」の実践

目標指標

指標名	現状化	直	目相	票値
1日馀石 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
「授業がよくわかる」と 回答する児童生徒の割合 (※3)	小 41.4% 中 28.5%	H27 (2015)	小 45% 中 35%	小 50% 中 40%
全国学力・学習状況調査 の正答率における全国値 との比較(小6・中3)	小 -2.3 中 -6.7	H27 (2015)	小 +2.5 中 +2.5	小 +5.0 中 +5.0
大分県学力定着状況調査 の正答率における目標値 との比較(小5・中2)	小 +17.5 中 + 7.8	H27 (2015)	小 +18.8 中 +10.0	小 +20.0 中 +20.0
総合的な学習の時間に地域や社会で起こっている 出来事を取り扱った学校 の割合	85%	H27 (2015)	90%	95%
目標とする家庭学習時間 を上回る児童生徒の割合 (小:1時間以上、 中:2時間以上)	小 73.1% 中 36.5%	H27 (2015)	小 80% 中 50%	小 90% 中 60%

(※1) マネジメントサイクル

組織の目標を明確にして、達成のための計画を立案し、その計画にしたがい活動を実践し、実践によって得られた成果や課題を把握・分析し、次の段階の計画へとつなげていくサイクルのこと。Plan (計画) $\rightarrow Do$ (実施) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Action$ (更新) のサイクル。

(※2) 単元構想に基づいた問題解決的な展開の授業

児童生徒に付けたい力を明確にし、見通しを持って主体的に取り組めるように学習計画を立て、これに基づいて、課題を持ち、情報を集め、整理分析し、解決に取り組み、学習成果を実感できるような授業。

(※3)「授業がよくわかる」と回答する児童生徒の割合

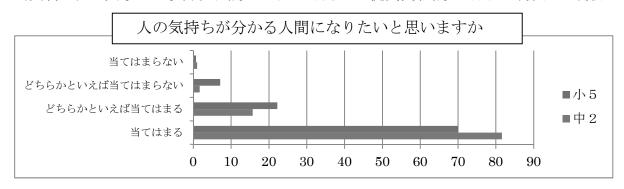
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「授業の内容はよくわかりますか」の問いに対する「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」の選択肢の中で「当てはまる」に回答した児童生徒の割合。

2 豊かな心の育成

現状と課題

○ 情報化や少子化、生活上の体験不足等により、子どもたちの社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、体験活動や道徳教育の意図的・計画的な推進により、自分と向き合い、他者とよりよく生きる資質・能力を備えた子どもたちの育成が求められています。

〈資料3〉全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査(平成27年度(2015年度))



○ 子どもの読書活動を推進するため、本市では、学校図書館支援員の配置を進め、 学校図書館の充実に努めています。しかし、読書する時間は、中学生になると小学 生に比べて、全体的に短くなり、全く本を読まない生徒の割合も高くなっているこ とから、さらに、「読書の楽しさ」を伝える取組が必要です。

〈資料4〉全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査(平成27年度(2015年度))

f f	質 問				曜日)、1日当 町や雑誌は除<							
Į	項目 2時間以上 1~2時間 30分~1時間 10~30分 10分未満 全くした											
佐	小6	7.9%	10.3%	18.4%	24.9%	18.0%	20.5%					
伯	中 3	6.1%	8.7%	14.7%	21.2%	10.8%	38.4%					
市	差	-1.8	-4.3	-3.7	-3.7	-7.2	+18.0					

○ 非正規雇用が 2,000 万人を超えるなど、雇用形態が大きく変わる中、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。今後も、学校や地域で社会人・職業人と触れ合い、多様な生き方や価値観を学ぶキャリア教育を推進・充実させていく必要があります。

これからの基本方向

- (1) 道徳教育の充実を図ります。
- (2)豊かな体験活動を推進します。
- (3)読書活動の推進を図ります。
- (4) 勤労観・職業観を育成します。

- (1) 道徳教育の充実
- ①学校の教育活動全体を通じた道徳性の育成
 - *道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立
 - *道徳教育の全体構想の策定と年間指導計画の作成
- ②道徳の時間で考え、議論する授業の実践
 - *自分とのかかわりで考え、自己を見つめる授業の充実
 - *物事を多面的・多角的に考えることができる授業の推進
- (2) 豊かな体験活動の推進
- ①福祉体験活動や自然体験活動の実施
 - *相手を思いやることの大切さを実感できる福祉体験活動の推進
 - *生命の尊さを実感できる自然体験活動の推進
- (3) 読書活動の推進
- ①全校一斉読書・読み聞かせの実施、佐伯市「読書の日」の設定
 - *学校図書館を活用した授業の実践
 - *学校図書館支援員と学校担当者との連携強化
 - *学校、家庭、地域の協働による佐伯市「読書の日」の設定
- (4) 勤労観・職業観の育成
- ①児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進
 - *小中での系統的なカリキュラムの設定
 - *小中高の連携によるキャリア教育の推進
 - *地元企業等と連携した職場体験学習や職場見学の推進

目標指標

指標名	現状値	直	目核	票値
1日1宗石		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
道徳の時間に外部人材を活 用した学校数	51%	H27 (2015)	60%	65%
体験活動を年間 35 単位時 間以上実施した学校の割合	62%	H27 (2015)	70%	75%
1か月に3冊以上本を読む 児童生徒の割合	小 71.8% 中 35.7%	H27 (2015)	小 75% 中 40%	小 80% 中 50%
「将来に夢や目標がある」 と回答する生徒の割合	75.6%	H27 (2015)	80%	85%

3 健やかな体の育成

現状と課題

- 近年、子どもたちの生活習慣の乱れ等からくるさまざまな健康課題が指摘されています。本市においても、睡眠時間が十分確保できていない子どもの実態等、健康に関するさまざまな事案が報告されており、子どもたちが自らの健康を守るための知識や実践力を身につける取組が求められています。
- 子どもの食生活の乱れが指摘される中、本市では、朝食を「毎日食べている」「ほぼ毎日食べている」子どもは約95%となっています。学校教育においても、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭等を中心に「食育」の推進を図ることが必要です。
- 平成 27 年度(2015 年度)調査では、本市の子どもたちの体力運動能力は総合的には全国や県の平均を上回っています。しかし、中学生において運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっており、日常的に運動量を確保していく取組が必要となっています。

〈資料 5 〉 平成 27 年度 (2015 年度) 佐伯市の小 5・中 2 の児童生徒の体力・ 運動能力調査結果

			握	カ	長座体	本前屈	反復植	黄跳び	50r	n走	ボーノ	レ投げ	体力台	計点
			比較	kg	比較	cm	比較	点	比較	秒	比較	m	比較	満点80点
ds	男	全国		16.45		33.05		41.6		9.38		22.52		53.8
小	子	大分県		17.02		33.68		43.45		9.39		24.15		55.51
学校	H	佐伯市	0	17.15	0	35.86	Δ	42.98	0	9.36	0	25.5	0	56.04
	女	全国		16.05		37.44		39.55		9.62		13.77		55.18
5 年	文子	大分県		16.6		38.07		41.25		9.67		14.92		56.62
4	H	佐伯市	0	16.78	0	39.73	Δ	40.45	Δ	9.66	Δ	14.69	0	56.92
4	男	全国		28.93		43.08		51.62		8.01		20.65		41.89
中学	子	大分県		29.44		43.33		53		8.02		21.65		43.27
校	H	佐伯市	0	30.02	•	41.15	Δ	52.73	0	7.87	0	22.75	Δ	42.97
2	女	全国		23.68		45.53		46.09		8.84		12.83		49.08
年	文子	大分県		23.91		45.19		46.6	·	8.89		13.26		49.04
4	7	佐伯市	0	24.48	•	44.38	0	47.37	0	8.7	0	14.16	0	50.92

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

記号 $②: \mathbf{ച} \cdot \mathbb{R}$ の平均を上回っている。 $\Delta: \mathbf{\Delta} : \mathbf{\Delta}$ あるいは \mathbb{R} の平均を下回っている。 $\mathbf{\Delta} : \mathbf{\Delta} : \mathbf{B} \cdot \mathbb{R}$ の平均を下回っている。

これからの基本方向

- (1)健康教育を推進します。
- (2)望ましい食習慣の形成を図る食育を推進します。
- (3) 学校体育の充実を図ります。
- (4) 中学校運動部活動の活性化を推進します。

主な取組

(1)健康教育の推進

- ①基本的生活習慣の定着
 - *健康に関する基礎的な知識の習得
 - *養護教諭等による健康相談の充実
 - *学校と家庭が連携を図った基本的生活習慣の定着

②薬物乱用防止教育や性教育の充実

- *薬物や性に関する正しい知識の習得
- *継続した薬物乱用防止教室の開催
- *児童生徒の発達段階に応じた組織的・計画的な性教育の実施

(2) 望ましい食習慣の形成を図る食育の推進

- ①栄養教諭等の専門性を活かした望ましい食習慣の形成
 - *「食に関する指導」の全体計画、年間指導計画の作成及び教育課程への適切な 位置づけ
 - *栄養教諭等と担任の連携による教科や給食等を利用した指導を実施
 - *給食だよりや食育 SAT システム (※1) 等を利用した家庭への食育啓発活動

②食のまちづくりを目指した「弁当の日」等の取組

- *佐伯市食育作業チームとの連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動
- *「食に関する指導」の全体計画、年間指導計画に位置づけた「弁当の日」取組 校の増加

(3) 学校体育の充実

- ①体力向上を図る「一校一実践」(※2)の取組
 - *体力運動能力調査の分析に基づく「一校一実践」の工夫
 - *体育主任会議での各校の実践交流による「一校一実践」の見直しの徹底
 - *家庭や地域への各校の積極的な取組発信

②運動好きな子を育てる体育科授業の実践

- *小学校における体育専科教員の活用の充実
- *中学校体育部会と連携した組織的な取組
- *児童生徒に意欲を持たせる目標シートの活用
- *コーディネーショントレーニング (*3) の活用推進

(4) 中学校運動部活動の活性化

①部活動に係る環境整備

- *複数の学校による合同部活動の推進
- *地域のスポーツクラブとの連携

目標指標

七抽 友	現	状値	目標	票値
指標名		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
薬物乱用防止教室を実施している 小学校の割合	35%	H27 (2015)	50%	70%
「弁当の日」を実施している学校 の割合	49%	H27 (2015)	55%	60%
全国体力・運動能力、運動習慣等 調査における全国・県平均以上の 項目の割合	59%	H27 (2015)	65%	70%
「体育の授業が楽しい」と回答す る児童生徒の割合	64%	H27 (2015)	65%	70%

(※1) 食育 SAT システム

誰でも簡単に自分の選んだ食品の栄養価などがわかる体験型の食事教育システム。実物大のフードモデル (料理の模型)を選び、センサーボックスに乗せると、短時間で栄養価などを計算し、モニターで表示し、確認できる。システムを利用して、食生活の改善や食生活の望ましいあり方を考えることができる。

(※2)「一校一実践」

各小・中学校において、各校の実情に応じて、全校で取り組む体力向上のプログラムのこと。

(※3) コーディネーショントレーニング

身体と脳・神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるためのトレーニング法で、「運動における一連の過程」を円滑に、正確に行う能力を向上させるためのトレーニングのこと。

4 特別支援教育の充実

現状と課題

- 本市の平成 28 年度(2016 年度)の特別支援学級の設置数は 24 校 33 学級、通級 指導教室は5 校 5 教室となっており、学級数も在籍数も、10 年前の 3 倍となってい ます。
- 教育相談・支援体制の充実をめざす「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」により、就学前の実態を把握し、適切な就学支援を行うとともに、就学後も本人、保護者、学校に対し支援を継続して行うことが可能となっています。
- 支援を要する子どもの生活上や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の派遣は、平成28年度(2016年度)は35人となっており、関係校からは高い評価を受けています。
- 学校では、特別支援教育と教科指導の視点で、ユニバーサルデザイン (*1) の良さを取り入れる取組が進んでいます。ユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、全ての子どもにとって「わかる・できる」を保障する教育(学級・授業)づくりや環境整備への取組が求められています。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 28 年 (2016 年度) 4月)の施行により、学校において合理的配慮 (※2) の提供が義務となり、特別な支援を要する子どもたちの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」(※3)「個別の教育支援計画」(※4) の作成と活用が課題となっています。

これからの基本方向

- (1)「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」の充実を図ります。
- (2) 佐伯市就学支援委員会(※5)による就学支援を適切に実施します。
- (3) 合理的配慮・ユニバーサルデザインの普及をめざします。

- (1)「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」の充実
- ①教育・保健・福祉・医療等の関係機関との連携の強化
 - *障がいのある幼児児童生徒を支援するための教育相談体制の整備と個別支援活動の充実
 - *個別支援チームによる相談・支援活動の展開
 - *「相談支援ファイル『きずな』」の活用による個別支援体制の充実
- ②学校メディカル・サポート (※6) の実施
 - *障がいのある児童生徒への理解を深め、それぞれのニーズに応じた支援体制を 整備・充実
 - *療育機関との連携の強化
- ③特別支援教育支援員の資質・能力の向上
 - *特別支援教育支援員の職務や発達障がいのある児童生徒への支援の在り方についての年間複数回の研修の実施
 - *実践交流等による特別支援教育支援員としての力量の向上
- (2) 佐伯市就学支援委員会による適切な就学支援
- ①子ども・保護者の願いを尊重した適切な就学支援の実施
 - *特別な教育的支援を要する児童生徒及びその保護者への適切な就学情報の提供 と、就学相談の実施
 - *佐伯市就学支援委員会における的確な判定
- ②特別な教育的支援を要する幼児児童生徒の理解の共有
 - *佐伯市子ども特別支援ネットワークとの連携、日常的な情報収集
- (3) 合理的配慮・ユニバーサルデザインの普及
- ①特別支援教育コーディネーターを核とした校内体制の確立
 - *特別支援教育コーディネーター研修や校内研修支援による、教職員の専門性の 向上
 - *特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会で、支援を要する子ど もの情報を共有し、校内支援体制を強化
 - *保護者への校内教育相談・支援体制づくりの推進
- ②ユニバールデザインの良さを取り入れた学級・授業づくり
 - *ユニバーサルデザインの良さを取り入れた人間関係づくり・学級づくりを推進 *全ての子どもにとって安心して学ぶことができる授業づくりを推進
- ③合理的配慮・ユニバーサルデザインに基づく環境整備
 - *基礎的な学習・生活環境整備の充実

*「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、子どもの障がいに応じた 合理的配慮を提供

目標指標

+℃+亜 々	現状	値	目標値				
指標名		年度	H33 (2021)	H38 (2026)			
「個別の教育支援計画」を	65%	H27	75%	85%			
作成している学校の割合	00 70	(2015)	1970	89 70			
「学校に行くのは楽しい」	900/	H27	000/	020/			
と回答する児童生徒の割合	86%	(2015)	90%	93%			
相談支援ファイル	田 弘 107 M	H27	用型 990 Ⅲ	用⇒ . 9.40 Ⅲ.			
「きずな」の配布数	累計 197 冊	(2015)	累計 220 冊	累計 240 冊			

(※1) ユニバーサルデザイン

Universal Design 。文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。教育界では、誰にでもわかりやすく、安心して参加できる学習環境づくりの視点として、広がりを見せている。

(※2) 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、 社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことである。障害者権利条約第2条に定義がある。障がい者 一人一人の必要性や、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別な対応となる。障がい者が 合理的配慮を求めた場合、その要求は広く一般の人に法的拘束力を持つ。過度の負担がある場合のみ、 提供しなくてもよい。

(※3)「個別の指導計画」

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。 例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

(※4)「個別の教育支援計画」

一人一人の障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

(※5) 佐伯市就学支援委員会

医師、臨床心理士、保健師、学校関係者、保健・福祉関係者等の専門的知識を有する者で構成する教育委員会の諮問機関であるとともに、適切な就学支援のための調査・審議機関。平成 26 年度に、「佐伯市適正就学指導委員会」から改称。事務局は、教育委員会学校教育課。

(※6) 学校メディカル・サポート

佐伯市子ども特別支援ネットワーク整備事業の一環として、医師等を招へいし、医療的立場からの助 言を仰ぐことにより、佐伯市在住の発達障がいを含めた障がいのある児童に対する支援の充実を図る取組。

5 生徒指導の充実

現状と課題

- 生徒指導の目標は、子どもたちの社会的資質や行動力を高め、自己実現を図る「自己指導能力」を育成することです。そのためには、学校の全ての教育活動の中で、「自己決定の場」、「自己存在感を与える場」、「共感的人間関係を育む場」の設定が大切です。問題行動への対応(消極的生徒指導)に加え、「自己指導能力」を育成する積極的生徒指導が求められています。
- 児童生徒の問題行動については、ここ数年減少傾向が見られていましたが、平成 27 年度(2015 年度)は、小学校、中学校ともに暴力行為が増え、特に中学校での 生徒間暴力が増加しています。個々の問題行動の事実と背景を捉え、学校、家庭、 関係機関が連携した、継続的できめ細かい対応が必要です。

〈資料6〉佐伯市の小・中学校における問題行動の推移

【小学校】																			
	交通関係	窃盗	万引き	飲酒	喫煙	薬物乱用	生徒間暴力	対人暴力	対教師暴力	器物損壊	深夜徘徊	家出	無断外泊	性非行	总	カンニング	服装·頭髮	その他	
H27	0	2	0	0	0	0	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	12
H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
H25	0	0	4	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	10
【中学校】																			
H27	0	0	0	0	0	0	36	0	2	6	3	1	0	0	0	4	0	0	52
H26	3	0	0	0	1	0	5	0	0	6	8	3	0	3	4	1	2	0	36
H25	0	1	4	0	0	0	9	0	0	0	4	1	2	3	1	0	0	2	27

○ 本市における不登校児童生徒数は、平成 23 年度(2011 年度)をピークに減少傾向にあるものの、その後は 70 人程度で推移しています。原因として、特別支援的な要因を含む事例や家庭的な背景が原因となっている事例も多く、教育支援センター教室「グリーンプラザ」を中心に、関係機関と連携し支援していく重要性が増しています。

〈資料7〉佐伯市における不登校児童生徒数の推移

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	割合	1年	2年	3年	合計	割合	総計	割合
27年	0	2	2	6	4	4	18	0.54%	11	19	12	42	2.31%	60	1.15%
26年	0	3	2	6	1	4	16	0.46%	19	17	16	52	2.81%	68	1.27%
25年	3	1	2	1	4	9	20	0.57%	10	15	25	50	3.68%	70	1.28%

○ 本市のいじめの認知件数は、横ばい状態であり、解消率は向上しています。いじめの態様は、冷やかしや、SNS (*1) を使った誹謗中傷などの事例が増えています。本市では「佐伯市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けて学校や関係機関と連携し、組織的に取組を進めます。

〈資料8〉佐伯市におけるいじめの認知件数と解消率の推移

	小学校				中学校		合計		
	認知件数	解消	解消率	認知件数	解消	解消率	総数	解消	解消率
H27	173	173	100%	20	19	95%	193	192	99%
H26	146	140	96%	37	33	89%	183	173	95%
H25	152	148	97%	58	56	97%	210	204	97%

これからの基本方向

- (1) 自己指導能力の育成を図ります。
- (2) 不登校児童生徒への対応を進めます。
- (3) いじめ解消に向けた取組の推進を図ります。
- (4)教育支援センターの機能充実を図ります。

主な取組

(1) 自己指導能力の育成

①生徒指導の3機能を核とした教育活動の展開

- *生徒指導の3機能(自己決定の場、自己存在感を与える場、共感的人間関係を 育む場の設定)を意識した各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の充 実
- *生徒指導の3機能を生かした授業改善と PDCA サイクル (**2) による実践と検証

②自己指導能力の育成をめざした積極的生徒指導の推進

- *児童生徒の主体性を育む学級活動や学校行事を通した生徒指導の推進
- *非行予防教室等の取組による予防的生徒指導の充実

(2) 不登校児童生徒への対応

(1)コミュニケーション能力の育成等の未然防止の取組

- *地域不登校防止推進教員等を活用した組織的な取組の充実
- *生徒指導連携支援シート「バトン」(※3)の有効活用

②適切な初期対応や復帰支援の推進

- *市町村初期欠席対応システム (※4) の整備と活用推進
- *「あったかハート1・2・3」^(※5) の取組推進

(3) いじめ解消に向けた取組の推進

①「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成

- *すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を踏まえた人権教育の充実
- *豊かな人間性を育む地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動の 充実

②適切な初期対応

- *定期的なアンケートや個人面談、教育相談等による早急な事態把握と対応
- *学校支援チームやその他の機関との迅速かつ適切な連携
- ③「さいきドリーム・プロジェクト」(※6)による協働的な取組
 - *地域の大人から児童生徒へのメッセージ、取組等の定期的な情報発信

(4)教育支援センターの機能充実

①教育相談支援体制の整備・充実

- *教育支援センターを核とした児童生徒、保護者の相談支援体制の充実
- *スクールカウンセラー (**7)、スクールソーシャルワーカー (**8) の効果的な活用

②不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援の充実

- *個別面談やカンファレンスによる的確な児童生徒理解と適切な支援
- *集団活動や体験活動による自己肯定感の向上

目標指標

指標名	現状値	Ĺ	目標値		
旧综石 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)	
「学校の規則を守れている」と	小 42.4%	H27	小 45%	小 50%	
答えた児童生徒の割合	中 63.1%	(2015)	中 65%	中 70%	
不登校児童生徒の割合	小 0.54%	H27	小 0.40%	小 0.30%	
(年間 30 日以上欠席)	中 2.31%	(2015)	中 2.15%	中 2.00%	

(**1) SNS

ソーシャル ネットワーク サービス (Social networking service) の略称。インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

(※2) PDCA サイクル

事業活動において管理業務を円滑進める手法の一つ。Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく考え方。

(※3) 生徒指導連携支援シート「バトン」

佐伯市が小・中学校の生徒(生活)指導の連携を図るために作成している個人情報シートのこと。中学 校入学時に生徒(生活)指導上支援の必要のある生徒についての情報をシートにまとめ、小学校から中学 校へ情報提供を行う。

(※4) 市町村初期欠席対応システム

不登校傾向等にある児童生徒の初期対応を確実に行うためのシステム(現在構築中)。初期欠席(連続3日以上)の児童生徒の人数やその対応について、各学校から市教育委員会に報告され、連携しながら対応を図っていくシステムのこと。

(※5)「あったかハート1・2・3」

大分県教育委員会が進める不登校の早期発見、早期対応のための取組。欠席1日目に電話連絡(励まし電話、安心電話、受診電話)を行い、欠席2日目には電話連絡又は家庭訪問(安心電話、症状の具体把握)、欠席3日目には家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消)、欠席3日以上はチーム支援(担任、養護教員、関係教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関連携)を行う。

(※6)「さいきドリーム・プロジェクト」

佐伯教育事務所・佐伯市教育委員会・佐伯市PTA連合会・佐伯市校長会の4者が協同して、佐伯市内の児童生徒の生徒指導上の諸問題を解決するために立ち上げた取組。平成24年度(2012年度)、25年度(2013年度)は、本市の全児童生徒に向けて、いじめや不登校をなくすためのアピール文を発信した。平成27年度(2015年度)は、携帯電話やスマートフォン、SNSをめぐるトラブル解消のアピール文を発信し、平成28年(2016年)5月1日から、夜9時から朝7時までのメール等の返信や応答を減らす取組として、「9to7ルール(ナイン・トゥ・セブン・ルール)」を提言。

(※7) スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

(※8) スクールソーシャルワーカー

児童生徒の家庭環境による問題等に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。原則として、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格を必要とする。

6 幼児教育の充実

現状と課題

- 幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、人と関わる力、感性、表現する力など生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、就学前教育の役割はきわめて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められています。本市においては、幼年人口の減少により、統合を図っても小規模園が増加している実態があります。しかしながら、園児の安全面等への配慮の観点から、今後も複数の教職員による態勢を全園で整え、質の高い保育を提供する必要があります。
- 小学校入学後に、集団生活や集団学習に適応できないといった現象(いわゆる小 1プロブレム)が社会問題となったことで、幼稚園と小学校との円滑な連結を図るための取組が進んできました。本市においても、全ての公立幼稚園で「アプローチカリキュラム」(※1)を作成し、就学までに付けたい力を意識した保育に取り組んでいます。今後は小学校との連携をさらに強化し、「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」(※2)の接続・活用促進や、相互にメリットのある幼小連携を図っていく必要があります。
- 子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、たくさんの情報の中で子育てに関する悩みや不安を抱えて、孤独感をもつ保護者も増えています。安心して子育てを行う環境を整備するため、関係機関と連携した相談体制の充実を図るとともに、幼児期のうちに望ましい生活習慣を身に付けることができるように、子育て支援をしていく必要があります。

これからの基本方向

- (1) 幼稚園教育の充実を図ります。
- (2)幼稚園と保育所・認定こども園^(※3)及び小学校との連携を推進します。

- (1) 幼稚園教育の充実
- ①佐伯市幼稚園教育指導方針に基づいた保育の質の向上
 - *佐伯市幼稚園教育指導方針に沿った教育課程の編成

②「アプローチカリキュラム」の実働

- *園児の実態を的確につかみ、入学までに付けたい力を見据えた「アプローチカリキュラム」の作成
- *「生活する力」「学ぶ力」「かかわる力」を意識した保育計画を立案し、適切に 実施
- *保護者への家庭生活習慣見直しの啓発活動を充実

(2) 幼稚園と保育所・認定こども園及び小学校との連携の推進

①保育所・認定こども園との交流の充実

- *子どもの育ちをつなぐための、保育所・認定こども園等との情報共有の推進
- *教育的な支援を要する子への幼稚園の体験的な見学や保護者との入園前相談の 充実

②「スタートカリキュラム」との連動を推進

- *「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」の接続のために、小 学校との連携を強化
- *園児の体験入学等、幼小相互にメリットのある交流活動の充実
- *幼小の教職員の連携を進め、保育や授業を相互に参観できる研修体制を推進

目標指標

指標名	現状値		目標値		
1日/宗/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)	
幼稚園の「学校関係者評価」 の実施率	78%	H27 (2015)	90%	100%	

(※1) アプローチカリキュラム

就学前の幼児が、小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前のカリキュラムのこと。

(※2) スタートカリキュラム

小学校に入学した児童が、スムーズに学校生活に適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのこと。生活科を中核として展開されることが多い。

(※3) 認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。認定 こども園は、母体となる施設によって、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つ のタイプがある。

7 教育の国際化・情報化の推進

現状と課題

- 国際化が進み、グローバルな人材育成が求められる中、平成32年度(2020年度)からの学習指導要領では、小学校高学年に「外国語科」が新設され、小学校中学年においても現在高学年で行われている「外国語活動」が新設されます。本市では、すでに小中一貫教育を進める小学校において、5・6年生で「英語科」と1~4年生で「外国語活動」を位置づけるとともに、全ての小・中学校において外国語指導助手(以下、ALT)を積極的に活用した外国語学習や国際理解教育の取組が行われています。
- 平成 18 年 (2006 年) から取り組んでいる立命館アジア太平洋大学 (以下、APU) との友好交流協定に基づく APU 国際学生の活用は、多くの小・中学校で利用され、これまで 100 人を超える APU 国際学生が、国際交流支援アドバイザーとして、本市の子どもたちと外国語学習や国際理解教育等の活動を通して、交流しています。

〈資料 9 〉佐伯市の幼稚園、小・中学校における国際理解教育の取組状況 平成 27 年度(2015 年度)

項目	学校(園)数・回数等
ALT と外国の言葉や文化にふれる活動に取り組んだ幼稚園	17 園(89%)
AIT の小学校。の近海同粉(小学校入 90 校)	のべ 300 回
ALT の小学校への派遣回数(小学校全 26 校) 	(平均 12 回/年)
AIT の由党技。の返集同数(小党技会 10 技)	のべ 293 回
ALT の中学校への派遣回数(小学校全 12 校)	(平均 24 回/年)
学校や APU において、佐伯市の児童生徒と交流した学生数	のべ 51 人

○ 文部科学省の「教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画」における目標水準は、 ①教育用コンピューター 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人 ②電子黒板・実物投影機 の整備 1 学級当たり 1 台 ③校務用コンピューター教員一人 1 台などです。本市で は、①・③は平成 27 年度(2015 年度)時点で目標水準を上回り、②についても電 子黒板に大型モニターやプロジェクター等を含めると目標水準を上回っています。 今後は、実物投影機(書画カメラ)の配備も随時行い、教育の IT 化に向けた環境 整備を進めます。

これからの基本方向

- (1) 外国語教育の充実を図ります。
- (2) 国際理解教育の充実を図ります。
- (3)情報教育の充実に努めます。

主な取組

(1) 外国語教育の充実

- (1)コミュニケーション能力の育成を図る授業の実践
 - *自他の考えや英語や英文で伝え合うコミュニケーション能力を身に付ける授業 の充実

(2) 国際理解教育の充実

- ①ALT 及び APU 国際学生の積極的な活用
 - *ALT 派遣事業の見直しと充実
 - *APU 国際学生との交流の拡充

(3)情報教育の充実

- ①ICT 機器を活用した授業の推進
 - *教職員のICT機器活用能力の育成
 - *タブレット端末を生かした授業づくりの推進
- ②情報モラル教育の推進
 - *家庭と連携した情報モラル教育の推進
 - *情報モラルに関する講演会等の啓発活動の充実

目標指標

指標名	現状値	į	目標値		
旧综石 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)	
APU 国際学生を活用している 学校の割合	小 24% 中 67%	H27 (2015)	小 28% 中 75%	小 32% 中 83%	
「ICT を活用して指導できる」 「ややできる」と回答する教職 員の割合	85%	H26 (2014)	90%	95%	

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

- 1 豊かな教育環境の整備
- 2 教職員の意識改革と資質能力の向上
- 3 地域とともにある学校づくりの推進
- 4 安全・安心な学校づくりの推進
- 5 地域に根ざした豊かな学校給食の推進



1 豊かな教育環境の整備

現状と課題

- 各学校では、子どもや地域の実情に応じた特色ある学校づくりを進めています。 本市では、「特色ある学校づくりサポート事業」において、学力向上、地域人材活用、 ICT教育、国際理解教育、キャリア教育、体験活動等、開かれた教育活動に意欲 的に取り組む学校を支援しています。
- 佐伯市立の小学校、中学校、幼稚園数は、平成 29 年度(2017 年度)の蒲江地域の小学校統合後には、小学校 20 校、中学校 12 校の計 32 校、幼稚園 17 園(休校を除く)で、小規模校・園が多いのが特徴です。今後も、幼児、児童生徒数の減少傾向が続くことから、保護者や地域の声を聞きながら対応を検討していく必要があります。
- 本市では、特色ある学校づくりと地域の活性化をつなげる方策として、義務教育 9年間を見通した小中一貫教育を導入しています。実施校は以下のとおりです。

〈資料1〉佐伯市の小中一貫教育校

番号	地域	小学校	中学校	開始年度
1	上浦	東雲小学校	東雲中学校	H19 (2007)
2	本匠	本匠小学校	本匠中学校	H19 (2007)
3	直川	直川小学校	直川中学校	H19 (2007)
4	鶴見	大島小学校(休校)	大島中学校(休校)	H19 (2007)
5	宇目	宇目緑豊小学校	宇目緑豊中学校	H23 (2011)
6	八幡	八幡小学校	彦陽中学校	H27 (2015)
7	鶴見	松浦小学校	鶴見中学校	H27 (2015)
8	米水津	米水津小学校	米水津中学校	H28 (2016)
9		蒲江翔南小学校	蒲江翔南中学校	H29 (2017)
9	蒲江	(蒲江翔	П29 (2017)	

○ 学校の多忙化を少しでも払拭し、子どもと向き合い、教育活動に専念できる教育環境づくりを進めるため、実態を把握するとともに、これを解消のための実働するシステムづくりが必要になっています。

これからの基本方向

- (1) 特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 小中一貫教育を推進します。
- (3) 教育活動に専念できる教育環境づくりを推進します。

- (1) 特色ある学校づくりの推進
- ①地域の核となる学校づくりの推進
 - *授業での地域の「ひと・もの・こと」の活用の増加
 - *地域行事等への積極的参加
 - *地域の生涯学習施設としての図書館・体育館等の活用
- ②「特色ある学校づくりサポート事業」の充実
 - *実践指定校の拡充
 - *予算枠の拡充
 - *実践内容の積極的な情報発信
- (2) 小中一貫教育の推進
- ①小中一貫教育校におけるカリキュラムの整備と学びの連続性の保障
 - *9年間の発達段階に対応した総合的な学習の時間等のカリキュラム整備
 - *「4・3・2制」(※1)の指導体制の確立
- ②小中連携の強化による指導の一貫性の確立
 - *児童生徒相互の積極的な交流活動の推進
 - *小中教職員の連携強化による中1ギャップ (※2) の解消、学習指導・生徒指導の 充実
- (3)教育活動に専念できる教育環境づくりの推進
- ①教職員の多忙化を軽減する取組
 - *教育現場の多忙化の実態把握
- ②学校支援チームの機能充実及び市費負担教職員の拡充
 - *学校支援チームによる学校現場の負担軽減に係る要望調査と分析
 - *市費負担教職員の採用・配置の拡充による学校の困りへの対応

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

目標指標

比 插夕	現状値		目標値			
指標名		年度	H33 (2021)	H38 (2026)		
特色ある学校づくり実践 指定校の割合	小 77% 中 75%	H27 (2015)	小 85% 中 83%	小 85% 中 83%		

(※1)「4・3・2制」

教育課程上、9年間の学年を「6・3」(6年・3年)の区分ではなく、「4・3・2」(4年・3年・2年)に区分して、区分ごとに教育活動の目標を設定し、特に小学校から中学校に移行する段階の学年区分において、中学校教員による教科指導を実施する教科を導入する等の取組を行う等により、なめらかな接続を目指す制度のこと。

(※2) 中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等のこと。

2 教職員の意識改革と資質能力の向上

現状と課題

- 平成 24 年度(2012 年度)から県教育委員会は、校長のリーダーシップの下、すべての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」 (**1)の構築による学校改革を開始しました。これを受け、本市においても全ての学校で「芯の通った学校組織」の構築に向けて、目標設定の重点化・焦点化、目標達成に向けた取組の検証・改善を短期に行い、学校運営体制の充実と学校の課題解決力の向上に取り組んでいます。
- 「教職員評価システム」については、平成 28 年 (2016 年度) 4月の地方公務員 法 (昭和 25 年 (1950 年) 法律第 261 号) 改正により教職員の職務にも、人事評価 制度を導入し、発揮した能力と挙げた業績が人事管理の基礎となるよう、法律上規 定されました。これにより、教職員一人一人の能力や職務上の成果を客観的かつ公正・公平に評価し、その結果を任用や給与などに反映させることで、教職員のモチベーション・能力を向上させるとともに、目標管理に係る定期的な面談など、管理職と教職員とのコミュニケーションを通じ、組織全体を活性化することが期待されています。
- 教職員の資質能力の向上と意識改革を図るため、本市では、教職員の経験段階や職能などのライフステージに応じた教職員研修(学校組織マネジメント研修、10年経験者研修、臨時講師研修、幼稚園教員研修、養護教員研修、事務職員研修等)を独自に実施しています。これらの研修を一助としながら、専門的知識や高い倫理観、柔軟性や創造力、組織人としての自覚等の資質能力の育成が求められています。

これからの基本方向

- (1)「芯の通った学校組織」の構築を進めます。
- (2) 教職員評価システムの円滑な実施を進めます。
- (3) 教職員研修の充実を図ります。

- (1)「芯の通った学校組織」の構築
- ①学校の教育目標達成に向けた学校組織の確立
 - *学校課題の重点化と目標達成に向けた具体的なイメージの教職員の共有
 - *意思決定の迅速化、効率化を図る運営委員会等の工夫

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

②ミドル・アップダウン・マネジメント (※2) の実働

*学校の各重点目標の達成を担う主任等の明確化

(2) 教職員評価システムの円滑な実施

- ①学校の教育目標と連動した教職員の目標設定と実践
 - *学校の重点目標と自己目標の連動
- ②目標管理と人事評価の連動による人材育成
 - *教職員の目標設定に対する管理職の適切な指導・助言

(3) 教職員研修の充実

- ①課題解決に向けた組織的な校内研究の実践
 - *学校の重点目標と連動したテーマにより、明確な検証指標に基づいて取り組む 校内研究
 - *マネジメントサイクル (PDCA サイクル) を取り入れた授業改善の実施
- ②教職員ライフステージ研修の内容の充実
 - *各ライフステージの教育課題に対応した研修内容の精選・充実

目標指標

北州	現状値	直	目標値			
指標名		年度	H33 (2021)	H38 (2026)		
「学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいるか」の問いに「よくしている」と回答した学校の割合	小 61.5%	H27	小 70%	小 80%		
	中 84.6%	(2015)	中 88%	中 90%		
「学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしているか」の問いに「よくしている」と回答した学校の割合	小 50.0%	H27	小 58%	小 65%		
	中 61.5%	(2015)	中 65%	中 70%		

(※1)「芯の通った学校組織」

学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を 重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校 運営体制が構築されている学校組織のこと。

(※2) ミドル・アップダウン・マネジメント

校長等管理職と教職員の中間的立場に立つミドルリーダーが、管理職の指導・助言を受けながら学校運営にリーダーシップを発揮し、学校の重点目標や活動の方向性を教職員に周知徹底させるために指導・助言などの働き掛けをする。また、教職員の教育活動に対する考えを集約して管理職に伝えたり、新たな企画立案をして具申するなど、組織の意思疎通を円滑にして学校の活性化を図る手法のこと。

3 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

- 保護者や地域と連携した学校における目標協働達成の取組に加え、平成 28 年度 (2016 年度) から、本市においても佐伯型コミュニティ・スクール (※1) の取組を 始めました。これまで取り組んでいる「協育」ネットワークの取組と合わせて、学校・家庭・地域の協働により、次代の佐伯を担う子どもを地域全体で育む環境づくりを進めます。
- 学校教育へのニーズが多様化する中、地域に根ざした学校づくりが求められています。本市でも、保護者や地域の方々による学校関係者評価や、学期に2回の「土曜授業」(※2)などを活用した学校公開に取り組むとともに、学校の情報を学校ホームページや学校だより等を利用して広く発信し、保護者や地域の声を生かした学校づくりに取り組んでいます。
- ゲストティーチャーや学習サポーターなどを中心に、学校における地域の「ひと・ もの・こと」の活用が進んでいます。今後は学校ができる地域貢献にも視点を置き、 学校の教育活動全般を通じて、さらに地域の方々とともに子どもたちを育む活動を 工夫していきます。

これからの基本方向

- (1) 家庭・地域との協働による目標達成に取り組みます。
- (2) 学校評価システムの充実を図ります。
- (3) 学校公開等の推進を図ります。
- (4)地域の教育力活用の推進を図ります。

- (1) 家庭・地域との協働による目標達成
- ①「目標協働達成の4点セット」^(※3) を活用した協働的取組 *学校の重点目標達成に向けた学校・家庭・地域の取組の充実
- ②コミュニティ・スクールの設置・拡大 *小・中学校における佐伯型コミュニティ・スクールの取組拡充

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

(2) 学校評価システムの充実

①短期 PDCA サイクルによる進行管理の実施

- *重点目標に基づく評価項目の設定と評価結果に基づく改善方策の立案
- *中間評価の実施と結果に基づく指標等の見直し

②学校関係者評価による教育活動の改善

- *客観性、透明性のある自己評価の結果提供
- *学校・家庭・地域の共通理解と連携協力による教育活動の改善

(3) 学校公開等の推進

①授業公開等の実施

*小・中学校における学期に1回以上授業公開等の実施

②学校ホームページの随時更新による積極的な情報発信

*小・中学校における月に1回以上のホームページの更新による情報発信

(4) 地域の教育力活用の推進

①地域の「ひと・もの・こと」の活用による教育活動の充実

- *学校教育の教育活動全体を通じた地域の「ひと・もの・こと」の計画的活用
- *年間に学校を訪れる地域の方の人数の具体的な目標設定

目標指標

指標名	現状値		目標値	
1日/宗/石		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
「保護者や地域の人の学校 支援ボランティア活動は、学 校の教育水準の向上に効果 があったか」の問いに「そう 思う」と回答した学校の割合	小 38.5% 中 46.2%	H27 (2015)	小 40% 中 50%	小 50% 中 55%
「地域の人材を外部講師と して招聘した授業を行いま したか」の問いに「よく行っ た」と回答した学校の割合	小 19.2% 中 46.2%	H27 (2015)	小 30% 中 50%	小 40% 中 55%

(※1) 佐伯型コミュニティ・スクール

佐伯市教育委員会が指定する学校において、学校、保護者、地域住民の代表による「協働運営協議会」を設置し、学校運営の基本方針の共有、学校の課題の共有と解決に向けた方策の協議、学校関係者評価の 実施等を通して、地域とともにある学校づくりを推進するもの。

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

(※2) 土曜授業

学期に2回、土曜日の午前中を活用することにより、平日の授業時数を軽減し、教員が子どもと向き合う時間を生み出すとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを一層推進するもの。

(※3) 「目標協働達成の4点セット」

学校の重点目標達成に向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組む事項を設定する様式のこと(重点 目標、達成指標、重点的取組、取組指標)。

4 安全・安心な学校づくりの推進

現状と課題

- 平成23年(2011年)3月の東日本大震災発生以降、地震や津波に対する住民の 危機管理意識が高まっています。佐伯市教育委員会では、平成27年(2015年)3 月に防災計画を策定し、各学校においても、地震・火災・津波を想定した防災教育 が進められています。「想定外をなくす」という観点から、学校の実情に応じた計画 的・継続的な防災教育・防災対策の強化が求められています。
- 小・中学校の施設は、児童生徒の学習・生活の場であると同時に、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、また、地震等の災害発生時には緊急避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。このような役割を踏まえ、児童生徒の安全を守り豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保することを目的として、施設の整備を推進していく必要があります。

これまで施設の耐震化や天井などの耐震対策を重点的に実施してきましたが、今後は施設の老朽化等への対策や、現代の生活様式に見合った施設の改修、安全対策・防犯対策等への取組が求められています。

○ 全国各地で通学中の児童生徒が交通事故に巻き込まれたり、不審者による連れ去りや声かけ事案が発生しており、本市も例外ではありません。通学路の危険個所の改善や、登下校中の安全対策をさらに推進していかなければなりません。

これからの基本方向

- (1) 安全教育の充実を図ります。
- (2) 安全・安心な学校施設の整備を推進します。
- (3) 通学時の安全確保を図ります。

主な取組

- (1)安全教育の充実
- ①学校安全計画及び危機管理マニュアルの不断の見直し
 - *安全教育、安全管理に関する計画の策定
 - * 危機管理マニュアルの継続的な見直し

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

*登下校時等における家庭・地域や関係機関との連携

②自ら考え行動し命を守る防災教育の推進

- *津波を想定した防災・避難マニュアルの策定
- *学校防災計画の見直し及び再検討
- *教育活動全体を通じた実践的な防災教育の展開

③実践的な避難訓練等の実施

- *災害の種類に応じた実践的な避難訓練の実施
- *家庭・地域と連携した避難訓練の実施

(2) 安全・安心な学校施設の整備の推進

老朽化した小・中学校施設について、児童生徒の安全確保と地域の災害拠点としての機能を維持するため、大規模改修が必要な施設を総合的に判断し、中長期的な視野で老朽化対策を推進していきます。あわせて、利用計画のない廃校施設の解体を計画的に実施していきます。また、安全で快適な学校施設を提供するため、定期的な安全点検の実施と、それに伴う改修、エアコンの導入、トイレの改修(洋式化)、防犯対策としての防犯カメラの設置を計画的に進めていきます。

①学校施設の老朽化対策等の推進

- *大規模改修事業の計画的な推進
- *定期的な安全点検の実施
- *利用計画のない廃校施設の計画的な解体

②安全・安心、快適な教育環境の整備の推進

- *エアコンの計画的な導入(普通教室・音楽室・図書室等)
- *トイレの計画的な改修
- *防犯カメラの計画的な設置

(3) 通学時の安全確保

通学路の危険個所の改善については、道路管理者や警察などの関係機関と緊密な連携を図りながら継続して実施していきます。また、登下校中の児童生徒の安全を確保するため、青色パトロール隊による見守り活動を推進していきます。

①通学路の安全点検の推進

- *通学路安全対策会議の開催と現地合同点検の実施
- *点検結果や対策内容についてホームページ上で公表

②青色パトロール隊の巡回による見守り活動の推進

- * 青色パトロール実施者講習の実施
- *各学期初めの時期などに、定期的な青色パトロールの実施
- *各振興局との協力体制の確立

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

拉 插 <i>身</i>	現状値		目標値	
指標名		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
小・中学校の施設の大規模改 修事業	2校	H27 (2015)	5年間で4校 (※1)	
幼稚園、小・中学校のトイレ の洋式化率	53%	H27 (2015)	60%	65%
幼稚園、小・中学校のエアコ ン整備率	21%	H27 (2015)	100%	100%
定期的な青色パトロールの 実施	(※2)	H27 (2015)	3回	3回

- (※1)大規模改修事業は1校につき2か年度を要するので、平成33年度(2021年度)までの5年間で4校、次の5年間でさらに4校の事業完了をめざす。
- (※2) 現在は不審者情報等を受けて随時パトロールを実施しているが、定期的なパトロールは実施していない。

5 地域に根ざした豊かな学校給食の推進

現状と課題

○ 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせるうえで、重要な役割を担っています。本市では、「佐伯市食のまちづくり条例」の基本理念のもと、この学校給食を「生きた教材」として活用した食育の推進に取り組んでいます。



また、学校給食に豊かな地元の農林水産物を活用したり、地域の郷土食を提供することにより、地場産物の消費拡大に貢献するとともに地域の文化や伝統への理解と関心を深めるなどの高い教育的効果も期待できます。今後も関係団体と連携し、食材の安定的確保等の諸課題を解決しながら、学校給食における地産地消を推進していく必要があります。

- 安全・安心な学校給食を提供するためには、食中毒予防等の衛生管理の徹底が不可欠であり、「学校給食衛生管理基準」(*1)に基づいた適切な衛生管理に努めているところですが、施設面において、導入するよう努めることとされているドライシステム(*2)が整備されていない老朽化した施設もあり、施設設備の改善が課題となっています。
- 近年、食物アレルギーを有する児童生徒の増加に伴い、学校給食における食物アレルギーへの対応が重要な課題となっています。今後も引き続き、関係機関等との連携を図りながら、「安全性」を最優先に、食物アレルギー事故防止の徹底を図っていく必要があります。
- 現在、市内には 12 か所(自校方式3か所、センター方式9か所)の学校給食施設があります。給食業務の効率化を図るため、施設の統廃合及び調理業務等の民間委託を計画的に実施してきました。平成 27 年度(2015 年度)には、市内全ての給食調理業務について民間委託を行ったところです。今後は、施設の老朽化、児童生徒数の推移を勘案しながら、学校給食施設の統廃合を検討していく必要があります。

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

○ 学校給食会計の適正な運営を図るため、学校と連携し給食費の未納解消に取り組んでいるところですが、100%の納入とはなっておらず、安定した学校給食を提供していくために、また未納に対する負担の不公平性の解消という観点からも、今後も継続的に未納解消に取り組む必要があります。

これからの基本方向

- (1) 食育を推進します。
- (2) 安全・安心な学校給食を提供します。
- (3) 効率的な学校給食の運営を図ります。

主な取組

(1)食育の推進

児童生徒一人一人が望ましい食生活と食習慣を身につけ、自らの健康を管理する 資質の育成をめざすとともに、家庭との連携も図っていきます。また、学校給食に 積極的に佐伯産食材を活用することにより、教育と地場産業振興の両面から地産地 消の推進を図ります。

①学校給食による食育の充実

- *「生きた教材」となる学校給食の提供
- *給食だよりや給食試食会等による家庭への積極的な情報提供

②地産地消の推進

- *日々の学校給食における佐伯産食材の積極的な活用
- *佐伯産特別栽培米を使用した米飯給食の提供
- *佐伯産食材を計画的、安定的に供給できる体制づくり

(2) 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食の提供のため、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、食中毒 予防や異物混入対策、老朽化した施設設備の改善等による衛生管理の徹底を図りま す。また、学校給食における食物アレルギーへの対応は、児童生徒の生命にかかわ る重要な問題であることから、文部科学省が示す「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、「安全性」を最優先に取り組んでいきます。

①衛生管理の徹底

- *ドライシステム化やドライ運用による衛生管理の推進
- *「学校給食衛生管理基準」に適応した調理場の施設設備の改善
- *全施設で実施している専門業者による調理場内の衛生保守管理業務の継続
- *給食従事者の意識及び資質向上のための衛生管理に関する研修の実施

Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進

②食物アレルギーへの対応

- *アレルギー症状についての正確な情報把握のための医師の診断に基づく「学校 生活管理指導表」の活用
- *対応者や対応食品を精選した必要最小限の除去による給食調理や作業の単純化
- *医療機関や消防機関等との連携体制の構築
- *給食施設の更新時におけるアレルギー対応食調理スペースの設置

(3) 効率的な学校給食の運営

学校給食を通じて、児童生徒が楽しく活動的に学校生活を送ることができるよう 効率的な学校給食の運営に努めます。老朽化した施設については、新たな学校給食 センターを整備し、統廃合を検討するとともに、施設の改善を図ります。

また、学校給食事業の健全な運営及び受益者負担と公平性という観点から、学校と連携をとりながら、学校給食費の未納解消に取り組んでいきます。

①給食業務の効率化

- *児童生徒数や地域性を考慮した適正規模の給食センターへの集約
- *老朽化した施設の改善計画の検討

②学校給食費未納への対応

- *経済的に支払いが困難な保護者に対する就学援助等の助成制度の周知徹底
- *学校との連携による納付誓約、分納等による計画的な納付の推進
- *悪質な滞納者に対する法的措置の検討

目標指標

指標名	現状値		目標値	
相综名 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
地場産物の使用割合	43.0%	H27 (2015)	45.0%	50.0%

(※1) 学校給食衛生管理基準

学校給食法第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定めた、学校給食の実施に必要な施設設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準。

(※2) ドライシステム

衛生管理を目的として、調理場の床を常に乾いた状態に保つよう設計されたもので、食中毒対策に有効とされている。

Ⅲ 社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成

- 1 学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用
- 2 情報化社会に対応し、 力強く生きるための学習機会の提供
- 3 「地域協育」・「地域協働」の推進
- 4 子ども・若者に生きる喜びを伝える

-	43	-
---	----	---

1 学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用

現状と課題

市民にとって生活文化を向上させ、最も身近な社会教育施設である公民館は、あらゆる世代が安心して活用できるよう老朽化した施設の改修や機能の充実を図ることや集会所、公民館分館の地区等への譲渡の協議が求められています。

○ 老朽化した施設の改修について

本市が設置している公民館は 42 館(内分館 16 館) あります。公共施設計画に基づきながら、耐震化や、バリアフリー化等の安心安全な施設整備を進めていくことが求められています。

〇 施設の地区譲渡について

集会所や公民館分館については、利用者の大半が当該地区住民であるため、地区譲渡の協議を進めていくことが課題です。

○ 社会教育団体・NPO等市民団体や企業との連携について

平成20年度(2008年度)から佐伯図書館の指定管理者制度を導入し、民間の活力と創意工夫ある運営が行われています。今後も指定管理者制度の導入や、市民団体等との協働事業に取り組むことが期待されます。

これからの基本方向

- (1) 使いやすい施設の環境整備を図ります。
- (2)地域がより活用しやすい施設運営や管理を進めます。
- (3) 社会教育関係団体・NPO等市民団体や企業との連携を行います。

主な取組

(1) 使いやすい施設の環境整備

老朽化した既存施設の改修や地域コミュニティーの拠点である公民館の耐震工事 を「佐伯市公共施設整備計画」に基づき進めます。

*老朽化した施設の改修、耐震化

(2)活用しやすい施設運営や管理

集会所や地区公民館分館等の廃止を進めます。

*地区への譲渡、利用状況に応じた施設の見直し

(3) 社会教育関係団体・NPO等市民団体や企業との連携

活力と創意工夫のある図書館運営のための指定管理者制度や、公民館図書室の利用促進のために、地域で読書活動を支援する人のネットワークづくりを進めます。

- *佐伯図書館の指定管理者制度 による運営
- *公民館図書室活性化協議会との 連携による公民館のコミュニ ティーの活性化



公民館図書室を元気にします





リニューアルした「米水津海辺の村交流館」

指標名	現状値		目標値	
1日标石 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
公民館の耐震化(改修)	38%	H27 (2015)	62%	80%
集会所・公民館分館の地区 譲渡	0 施設	H27 (2015)	2施設	5施設

2 情報化社会に対応し、力強く生きるための学習機会の提供

現状と課題

人口減少、高齢化、少子化が進行する中、地域の公民館活動は住民の教養の向上、健康の増進、豊かな情操を図る最も重要な活動です。また、近年の情報化社会により、市民の学習ニーズも多種多様化しています。社会教育課は公民館と連携し、それらのニーズの把握を行いながら、新しい講座の開設等も検討し、学習機会の提供に努めていかなければなりません。また、自らが学ぶ意欲を持ち、自分たちの学んだ成果を地域に還元する「知の循環型社会」への転換も求められています。

○ 地域をリードする公民館づくりについて

旧市内の 11 館と旧郡部の8館の公民館の推進体制の違いを見直し、市民が主体的に地域課題を見つけ解決できる公民館づくりと、子どもから高齢者までの多世代が集い学びあえる公民館づくりが求められています。

○ 学びの支援と社会への発展について

生涯学習講座等を通じた成果発表の場を生かし、自分たちの学んだ成果を地域に 還元する仕組みづくりが期待されています。

○ 人材育成と、指導者の資質向上について

多様な情報社会の中でニーズに応じた資質の高い指導者が求められています。

これからの基本方向

- (1)地域の課題を見つけ解決に向かう、地域をリードする公民館づくりを進めます。
- (2) 主体的な学びを支援し、学習成果を地域社会の発展に生かす工夫をします。
- (3)地域の活力を支える人材育成と、指導者の資質向上に努めます。

主な取組

(1)地域をリードする公民館づくり

公民館を拠点とした地域づくり活動として多世代が「つどい、まなび、つながる」 高齢者教室やコミュニティー活性化事業に取り組みます。

- *公民館コミュニティー活性化事業の取組
- *公民館図書室活性化事業の取組

*高齢者教室の充実

(2) 学びの支援と社会への発展

公民館講座(生涯学習・自主講座)の充実を図り、講座を通して市民が自主的、 自発的に学ぶサークルの育成や、学びの成果を発表する場づくりに取り組みます。 また、佐伯図書館を拠点とした地域での読書活動の充実を図ります。

- *公民館講座の充実
- *学びの成果の発表と社会貢献
- *読書活動の充実

(3) 人材育成と、指導者の資質向上

講師や指導者の情報整理を行うとともに、社会教育関係職員の社会教育主事の資格取得の推進、社会教育委員及び社会教育関係団体の指導者を対象にした研修会を充実します。

*指導者育成のための研修や講座の充実



高齢者教室の社会見学



大人のための表現教室 成果発表の練習

指標名	現状値		目標値	
1日1宗/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
各教室・講座で学ぶ市民の	5,897 人	H27	7,000 人	8,000 人
数		(2015)		
図書館での市民1人当た	4 ⊞	H27	5 冊	е Ш
りの貸出数		(2015)		6 冊

3 「地域協育」・「地域協働」の推進

現状と課題

近年、核家族化や地域の人間関係の希薄化等がさらに進み、子どもを取り巻く環境は変化を続けています。そこで、家庭における子育てを社会全体で支援する取組や連携・協働が必要になっています。佐伯市では平成20年度(2008年度)から、公民館を中心に全ての中学校区に校区コーディネーターの配置を進め、子どもに関わる各種団体、組織で構成する「協育」ネットワークシステムを立ち上げ、子どもを応援する大人を増やしてきました。今後もさらに地域の応援者を増やし、学校・家庭・地域がつながる豊かな教育を推進する必要があります。

○ 家庭教育の推進について

家庭教育の推進にあたっては、「地域『協育力』向上支援事業(国庫補助事業)」を活用し、「校区ネットワーク会議」をベースに就学前の保護者を対象として平成 25 年度(2013年度)から開始した弥生地区での参加型家庭教育講座を、公民館を拠点として、市内全域に拡大することが求められています。

〇 「協育」ネットワークの充実について

平成 20 年度(2008 年度)から推進してきた「協育」ネットワークは、現在、全ての中学校区につくることができました。今後も地域の青少年健全育成市民会議等と連携し子どもの見守り活動や、育成活動を継続的に行うことが求められています。

これからの基本方向

- (1) 親子が元気になる家庭教育を推進します。
- (2) 学校・家庭・地域が連携した「協育」ネットワークの充実を図ります。

主な取組

(1) 家庭教育の推進

公民館を活用し、中学校区ごとに保護者を対象にした家庭教育講座を行うほか、 社会教育振興大会等において、家庭教育をめぐる現状と課題を調査・研究し、家庭 教育プログラムの充実を図ります。

*市内全域での家庭教育講座の実施

(2)「協育」ネットワークの充実

子どもに関わる様々な団体で組織する「校区ネットワーク会議」や「青少年育成市民会議」を通じて、子どもたちに関する情報や課題を共有し、地域総参加で子育てを行う「協育」ネットワークを充実します。また、「佐伯市家庭教育講師団」の登録を行い家庭教育支援者の輪を広げます。

- *協育ネットワークの充実
- *家庭教育講師団の登録





社会教育振興大会・就学前家庭教育講座のコーディネートで活躍する佐伯市家庭教育講師団

~佐伯家庭教育講師団の活動~

平成 25 年度 (2013 年度) から弥生地域で就学前の保護者を対象にしたワークショップ型の家庭教育講座、家庭教育を「語る会」を開始。その後、「入学前にあわてない子育て」佐伯プログラムをつくり、市内全域に広めていく。少しでも早い時期に子育ての悩みを語り合い、子育ての先輩から子育てのヒントをもらう参加型の家庭教育講座は託児「遊びのひろば」も併設し、まさに親子が元気になる時間を応援している。

目標指標

指標名	現状値		目標値	
1日(示/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
保護者の家庭教育講座へ	010	H27	1,000	400 人
の参加	212 人	(2015)	300 人	
佐伯市家庭教育講師団の	E 1	H27	10 /	99 k (**1)
登録者数	5人	(2015)	12 人	22 人 ^(※1)

(※1) 各中学校区に講師登録者数を2人増加する。

4 子ども・若者に生きる喜びを伝える

現状と課題

次代を担う青少年が今後の変化の激しい社会において、将来の夢や希望を抱き、主体的に生活する力をつけるために、地域の大人が積極的に青少年教育へ参画することが求められています。また、子どもの読書離れ、活字離れが進む中、子どもと本をつなぐ懸け橋となる人材の育成や、読書環境の整備により、子どもたちが本に親しむことができる機会の拡充が必要です。

○ 豊かな体験活動の推進について

近年、ゲームやインターネットの世界を楽しむ「個」(孤)の遊びが増え、仲間との関わりをうまくもてないことから生じるネットトラブルなどの問題が起きています。生きる力を育むには、生きる喜びを感じる体験活動が必要とされています。佐伯市の恵まれた自然環境や豊富な人材を活かして、自然体験や生活の体験、仲間とのコミュニケーション能力の育成を図ることが求められています。

○ 読書に親しむ環境づくりや読書活動の推進について

平成 26 年度(2014 年度)、佐伯市では子どもの読書活動推進計画の策定に伴い小・中学校の児童生徒とその保護者にアンケートをとった結果、家庭での読書のかかわりが薄くなってきたことや中学生からの読書離れ等が見えてきました。幼少期からの親子での読み聞かせの推進や、小・中学校での学校図書館支援員の増員等子どもの読書環境の充実を図ることが求められています。

これからの基本方向

- (1)豊かな体験活動を推進します。
- (2)読書に親しむ環境づくりや読書活動を推進します。

主な取組

(1) 豊かな体験活動の推進

子どもを対象とした豊かな体験活動として、冒険クラブ、ジュニアスクール、山っこクラブ、放課後クラブ、グリーンクラブ、通学合宿、サタデー苦楽部、マリンクラブ、ふるさと探検隊、海っ子クラブ、放課後チャレンジ教室(学びの教室)等を地域の中で行います。また、子どもから大人がつながる「地域と創る表現教育」

Ⅲ 社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成

(こどもミュージカル)の推進、若者のボランティア体験や地域活動への参加を促進します。

- *豊かな体験活動の充実
- *地域と創る表現教育の推進
- *若者が参画する地域活動の推進

(2) 読書活動の推進

乳幼児期からの読み聞かせの実践や、読み聞かせボランティアや子ども読書リーダー(子ども司書)の育成に取り組みます。また、移動図書館車こぐま号の活用や、公民館図書室の活性化事業の活用により、地域の読書活動を活発に行います。

- *読み聞かせの推進
- *子どもと大人の読書リーダーの育成
- *図書館における若い世代の図書部の充実



自然を探検!冒険クラブ



大好きなこぐま号がやってくる♪



図書館での読書感想文表彰式



地域と創る表現教育「こどもミュージカル」の舞台公演

指標名	現状値		目標値	
1日1宗/口 		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
各種体験活動への児童生	1 000 1	H27	1 200 1	1 500 J
徒の参加	1,028 人	(2015)	1,300 人	1,500 人
読書活動を応援する地域		H27		
応援者(図書館ボランティ	196 人		250 人	300 人
ア等)の数		(2015)		

Ⅳ 人権を尊重するまちづくりの推進

- 1 学校における人権教育の推進
- 2 地域における人権教育の推進

1 学校における人権教育の推進

現状と課題

- 子どもたちの個性や権利が保障され、心豊かに生活できる社会をつくることが望まれています。しかし、同和問題や女性、高齢者、障がい者、外国人等、さまざまな人権問題が未だ多く存在し、近年ではインターネット上での誹謗中傷等も問題となっています。
- 本市では、全ての学校で人権教育全体計画が作成され、学校の教育活動全体を通して、日常的に人権について学び、考え、差別や不合理を見抜く思考力や、それを許さず解決しようとする実践的な態度の育成をめざして、発達段階に応じた人権教育に取り組んでいます。
- 学校における協力的・参加的・体験的な学習を通して、仲間と支え合い、認め合い、自分の存在を大切に考える「自尊感情 (**1)」を育めるよう、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」「大分県人権教育推進計画」「佐伯市人権施策基本計画」等に基づく人権教育の充実が求められています。

これからの基本方向

(1)児童生徒の人権に対する知識・感性・意欲・態度・技能(※2)を育成します。

主な取組

- (1) 児童生徒の人権に対する知識・感性・意欲・態度・技能の育成
- ①人権教育の日常化に向けた実践
 - *人権教育の全体構想の策定と年間指導計画の作成
 - *教育活動全体を通じた人権教育の推進・家庭や地域への積極的な情報発信
- ②同和教育等の教材を生かした授業づくり
 - * 〔第三次とりまとめ〕の趣旨を生かした授業の推進
 - *身近な問題としてとらえるための地域人材の活用や地域教材の開発
 - *人権教育の視点を位置付けた体験的参加型授業の構築
- ③支え合い、認め合う仲間づくりの推進
 - *児童生徒間の信頼関係を構築する学習環境づくり
 - *一人一人が自己有用感を高める活動の充実

IV 人権を尊重するまちづくりの推進

目標指標

指標名	現状値		目標値		
1月1宗石		年度	H33 (2021)	H38 (2026)	
「自分にはよいところがあると 思いますか」の問いに「当てはま る」「どちらかといえば当てはま る」と回答する児童生徒の割合	小 73.7% 中 65.7%	H27 (2015)	小 75% 中 70%	小 80% 中 75%	

(※1)「自尊感情」

自尊心、セルフ・エスティーム(Self-esteem)ともいう。自分を好き、自分に自信をもつこと。人権意識の重要な要素。自己に対する評価感情で、自分自身を基本的に価値あるものとする感覚。自尊感情は、その人自身に常に意識されているわけではないが、その人の言動や意識、態度を基本的に方向付ける。

(※2)「技能」(「児童生徒の人権に対する知識・感性・意欲・態度・技能」の中の「技能」) コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見極める技能、相違を認めて 受容する技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能などがある。

2 地域における人権教育の推進

現状と課題

近年、弱者を被害者とするいじめや児童虐待、ストーカー行為、近隣関係をめぐるトラブルやネットトラブル等、日常生活のあらゆる場面において事件が起きています。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるよう人権教育を推進することが課題となっています。

○ 学習機会の提供について

公民館講座として開設する人権講座や、PTAでの学習会等、さまざまな学習機会について、アンケート等を取り、継続的に市民が意欲的に関心をもてる学習の機会を設けることが求められています。

〇 人権意識の高揚について

市民の人権意識の高揚のために、指導者の育成を推進することが必要です。

これからの基本方向

(1) 学習機会の提供の充実と人権意識の普及高揚を図ります。

主な取組

(1) 学習機会の提供と人権意識の高揚

公民館を中心とした地区人権学習会の推進や、PTA、婦人会などの社会教育関係団体の学習支援を行い、住民のニーズや学習成果を把握するための人権意識調査を実施します。また、市長部局と連携し、指導者養成講座の開設を行います。

①人権学習会の充実

*地区の公民館での人権学習会やPTA等の社会教育関係団体と連携した学習会の充実

②人権学習指導者の育成

*指導者の養成講座の開設の充実

Ⅳ人権を尊重するまちづくりの推進





公民館での人権講座

PTA研修での学習会

《H27年12月市民アンケートの結果》

問い:人権の問題の解決に向けて、あなたの考えは?

- ・自分や社会がもっと人権問題に意識を持ち、積極的に活動する必要がある(288人・51.5%)
- ・自分も機会があれば、勉強したり、行動したりすべきだと思う。(205人・36.7%)
- ・誰かが解決してくれると思う(17人・3.0%)
- ・自分とは直接関係のない問題だと思う (20人・3.6%)
- ・その他 (無回答含) (32人・5.7%)

指標名	現状値		目標値	
1日保石		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
地域における人権講座 の参加者数	503 人	H27 (2015)	600 人	700人 (※1)
人権指導者の人数 (**2)	10 人	H27 (2015)	15 人	20 人

- (※1) 19館の公民館において、各10人ずつの参加者が増えることをめざす。
- (※2) 県の登録講師団の登録者数。

V 市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用

- 1 文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり
- 2 文化財・伝統文化の保存・継承と活用

1 文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり

現状と課題

文化芸術は、人々の豊かな感性を育み、生活に潤いを与え、創造的で活力ある地域 社会を形成するために必要不可欠なものであることから、多彩な文化芸術に触れる機 会の拡充と文化芸術活動に取り組むための環境整備が求められています。

〇 文化芸術活動の振興について

市内の各地域では、さまざまな文化芸術活動が主体的に継続されており、こうした活動を支えるための支援も行われています。市民の誰もが、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会の確保や創作活動を発表できる環境の整備が期待されています。

〇 文化芸術を担う人材の育成について

少子高齢化等の影響により、文化芸術を担う人材の減少が懸念されます。学校や 地域と連携し、子どものころから文化芸術に触れる機会の充実が求められます。

○ 文化芸術活動のための基盤整備について

優れた舞台芸術の鑑賞、また市民の文化芸術活動の発表の場となる文化施設は、文化芸術の基盤整備のうえからも必要なものです。文化芸術の拠点として昭和 46年(1971年)に建設された佐伯文化会館は、建築後 45年が経過し、老朽化しています。大手前開発事業の中で整備される複合施設に佐伯文化会館の機能を盛り込むことが求められています。

また、絵画、彫刻、工芸などの美術作品の鑑賞や、市民の創作活動の発表、美術を通したさまざまな体験ができる環境の整備が期待されています。

これからの基本方向

- (1) 文化芸術をより身近なものにします。
- (2) 子どもが文化芸術に出会い、ふれあう環境を整え、豊かな心を育てます。
- (3) 文化芸術活動のための拠点施設の充実と整備を進めます。

主な取組

(1) 文化芸術にふれる機会の提供と文化芸術活動への支援

良質な文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民が多彩な文化芸術活動 を行えるよう支援し、感性や創造性を育みます。

①優れた芸術作品の鑑賞機会の提供

*舞台・音楽・美術など優れた芸術作品 を鑑賞する機会を充実させ、市民の文 化を愛する心を育成

②創作活動の支援と発表機会の充実

*市民が主体的に取り組む多彩な創作活動を支援することで、文化芸術活動のする野を拡大



文化協会合同発表会

*文化芸術活動の発表の場を充実させ、市民の自由で創造的な発想による活動を 推進

③文化芸術を担う人材の育成と情報提供

- *文化芸術活動の指導者及び担い手となる人材の発掘・育成
- *さまざまなメディアを活用した文化芸術活動の積極的な情報提供の推進

(2) 子どもが文化芸術に出会う環境を整備し豊かな心を育成

地域の文化芸術活動を支える新たな担い手を育てるため、子どものころから文 化芸術に身近に触れ、体験できる機会を提供し、自由な発想や多様な考え方をも つ感受性豊かな人間性を養います。

①子どもに創作活動の場を提供

- *子どもが文化芸術に触れるきっかけと するため、体験教室等の開催を推進
- *子どもが多彩な創作活動を行い、 文化芸術を楽しむ場の創出

②学校・地域との連携を強化

- *学校における文化芸術活動への支援と 児童生徒の参加の促進
- *地域で文化芸術活動を行っている人材と協力し、子どもの創作活動等を支援



子どもの文化育成事業 (上堅田小学校)

(3) 文化芸術活動の拠点施設の充実と整備

市民が優れた舞台芸術や美術作品を鑑賞し、体験し、創作活動を行うことのできる環境を整備します。

①文化芸術活動を推進するために必要な施設整備と利用促進

- *質の高い舞台芸術鑑賞の場、また 市民の創作活動発表の場となる拠 点施設の整備
- *郷土出身作家の美術作品、また 市民が制作する作品等を公開す る施設の整備
- *既存の文化施設について、市民 に身近で使いやすい施設運営を 行うことによる利用促進



「まな美」市民ギャラリー展示風景

〈資料1〉佐伯市教育委員会所蔵作品(平成27年度/2015年度)

作者名	分類	点数	作者名	分類	点数
菅 一郎	絵画	3 3	梶谷宗忍	書・陶器	7 6
保田善作	絵画	7 4	富永一朗	漫画	7 1
三輪省三	絵画	4	山本六郎	絵画	3 8
脇谷 護	絵画	7 0	その他	絵画・書・彫刻ほか	1 1 7
			合 計		483



菅一郎「魚住の瀧」

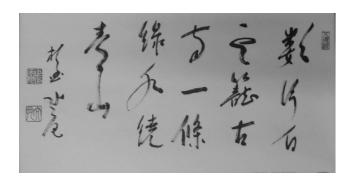


保田善作「婦人座像」

V 市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用



三輪省三「ほごとめばる」



梶谷宗忍「数片白雲籠古寺 一條緑水繞青山」

指標名	現状値	現状値		票値
1日/示/口		年度	H33(2021)	H38(2026)
大ホール利用者数	46,330 人 (※1)	H27 (2015)	70,000 人	70,000 人
市民会館の建設	年度)に市民会館建設検討委 員会 ^(※2) を開催し、市長へ答		平成 31 年度 までに大手前 の中で佐伯フ 替施設を建設	i開発事業 ^(*3) 文化会館の代
美術作品常設展示スペースの建設	_		平成 32 年度 を目標に複名 を視野に方向	合的施設整備

- (※1) 佐伯文化会館大ホール及び弥生文化会館多目的ホールの利用者数。
- (※2) 平成24年度(2012年度)に市民会館(新文化会館)建設の必要性の有無、平成25年度(2013年度)に場所・規模・複合性について諮問し、答申を得た。答申内容は、市民会館の建設は必要、場所については交通の利便性に配慮すること、規模については大ホール1,000 席前後を確保すること、複合性についてはギャラリー・交流スペース等をもつことが望ましいというものである。
- (※3) 平成 27~31 年度(2015~2019 年度)で、大手前に整備する複合施設に文化会館の代替施設を設置する計画を進めている。

2 文化財・伝統文化の保存・継承と活用

現状と課題

地域で受け継がれてきた多くの文化財・伝統文化は、古くから人々の暮らしに根付き、心をつないできたものです。地域のアイデンティティーともいえる文化財・伝統文化を活用しながら次の世代へ保存・継承していくことが求められています。

○ 文化財・伝統文化の保存・継承について

高齢化や過疎化により、文化財・伝統文化の守り手がいなくなっています。文化 財・伝統文化の荒廃・衰退を食い止めるために、適切な保存管理についての啓発活 動を行うとともに、地域住民と連携して保存・継承に対する支援の方法を検討する 必要があります。

〇 文化財・伝統文化に対する理解と活用について

文化財や伝統文化について理解を深めるため、市民に地域の文化財に触れ、学ぶ機会を提供する取組を進めています。とりわけ、子どもたちが文化財に親しむことは、文化財・伝統文化の担い手となる人材を育てることにつながると期待されます。また、文化財・伝統文化をまちづくりや観光振興に積極的に活用する取組も求められています。

○ 歴史文化施設の活用と利用促進について

佐伯の歴史・文化を体系的に学ぶ歴史資料館が開館したことにより、国木田独歩館、平和祈念館やわらぎなど連携する歴史文化施設の利用が進んでいます。歴史資料館を拠点に郷土資料の調査研究を行い、各施設の展示や事業の充実を図ることにより、一層の利用促進が求められます。また、これらの施設運営に市民の参画を進める体制づくりも期待されています。

これからの基本方向

- (1) 文化財・伝統文化を守り、伝えます。
- (2) 文化財・伝統文化の理解を深め、今に活かします。
- (3) 行きたくなる歴史文化施設をめざします。

主な取組

(1) 文化財・伝統文化の保存と継承

市内の文化財を守り伝えるため、保存継承活動の支援、新たな文化財の掘り起こし、継承者の育成を行います。

①文化財・伝統文化の保存・継承

- *市内の文化財・伝統文化の保存継承を担う団体等への支援
- *埋蔵文化財(※1)に影響を及ぼす開発等への適切な対処と調査・保存の推進

②指定文化財の見直しと新たな文化財・伝統文化の掘り起こし

- *合併によってすべて引き継いだ市指定文化財(※2)の調査・確認
- *新たな文化財の掘り起こしと指定・登録の推進

③文化財・伝統文化の担い手の育成

- *地域の文化財・伝統文化の伝承活動の支援による後継者の育成
- *地域の文化財・伝統文化の鑑賞・発表機会の充実

〈資料2〉国・県・市指定文化財件数

	国 指 定	県 指 定	市指定	合 計
有形文化財		8	138	146
有形民俗文化財	1	1	11	13
無形民俗文化財		7	14	21
史跡		3	24	27
名 勝		1	6	7
天然記念物	4	18	27	49
合 計	5	38	220	263

【国登録】	0	【県選択】	1
有形文化財	2	無形民俗文化財	



まいきじょうさん まるやぐらもん 佐伯 城 三の丸 櫓 門(県指定有形文化財)



かまえ ぎょろうょうぐ 蒲江の漁撈用具(国指定重要有形民俗文化財)

V 市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用



千束楽(県指定無形民俗文化財)



摩崖石塔(県指定史跡)



^{あじがわちけいこく} 藤河内渓谷(県指定名勝)



おながらしょうにゅうどう 小半 鍾 乳 洞 (国指定天然記念物)

(2) 文化財・伝統文化への理解を深め活用を推進

市民の貴重な財産である文化財や伝統文化について市民の理解を深めるため、学習機会を提供するともに、情報発信により活用を図ります。

①歴史文化を学び、体験する機会の提供

- *地域の歴史文化を学ぶ講座や教室による学習機会の充実
- *子どもたちが歴史文化を体験する機会の充実

②学校・地域と連携した事業の実施

*学校や地域と連携し、地域の文化財・伝統文化を教材とした事業の実施

③文化財・伝統文化についての情報発信

- *地域の文化財・伝統文化の情報を発信し、観光資源として活用
- *地域で受け継がれる祭りや伝統行事などを核とした地域づくり・まちづくり

(3) 行きたくなる歴史文化施設をめざす取組の推進

歴史資料館、平和祈念館やわらぎ、国木田独歩館など、市内の歴史文化施設の利用を促進するため、郷土資料の調査・研究を行い、施設の活動に生かすとともに、市民が運営に協力する体制づくりを行います。

①郷土資料の調査・研究

- *佐伯市所蔵資料や佐伯に関連する資料の調査・研究の推進
- *調査研究の成果を展示、講座や教室など各 種事業で活用

②展示資料の充実

*寄附、購入により資料を収集し、特別展を 開催するなど展示を拡充

③市民参加の施設運営

- *歴史資料館の案内やイベントの運営などに 関わる市民サポーターを育成
- *主催事業などの企画に市民の意見を反映した魅力ある施設づくりの推進



佐伯市歴史資料館



佐伯市平和祈念館やわらぎ

指標名	現状値		目標値	
1日1宗/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
歴史資料館、平和祈念館、		1107		
国木田独歩館、蒲江海の資	23,063 人	H27 (2015)	24,000 人	25,000 人
料館の年間入館者数		(2013)		
歴史講座・教室の開催	5回	H27	12 回	18 回
歴文講座・教室の開催	9 <u>円</u>	(2015)	12円	10円
市民サポーターの養成	0人	H27	10 /	10 /
川氏リホーグーの食成	0人	(2015)	10人	10人

- (※1) 土地に埋蔵されている文化財で、貝塚・古墳・住居跡などの遺構や、土器・石器などの遺物のことを指す。 これら遺構や遺物のある場所を「遺跡」と呼び、その所在がわかっている場所(周知の埋蔵文化財包蔵地) は市内に 100 か所以上ある。土木工事などにより遺跡が破壊される恐れがある場合は、発掘調査を行い、 埋蔵文化財の貴重な情報を記録の形で後世に残すことが必要である。
- (※2) 文化財には、有形文化財、無形文化財、史跡、名勝、天然記念物などの種類がある。これらの文化財のうち、国や地域にとって特に重要な文化財を、法律や条例で指定・選定したものが指定文化財である。

VI 健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興

- 1 生涯スポーツの推進と スポーツ施設の効果的な活用
- 2 競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実

- 69 -

1 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の効果的な活用

現状と課題

○ 少子高齢社会の現在、一人一人健康で充実した人生を送ることを願っています。 このため健康づくりに取り組み、体力の維持・増進のためスポーツに親しむ人々が 多くいます。

本市におけるスポーツの実施率は、週に1日以上スポーツや運動をしている人の割合が平成23年度(2011年度)の調査時より4.6ポイント増加し41.6%になりました。ただ、スポーツや運動をしない(できない)主な理由は変わっておらず、「仕事が忙しい」、「家事が忙しい」など、スポーツや運動を行う時間が確保できない理由が全体の47.5%を占める一方、「きっかけがない」「一緒にする仲間がいない」「クラブやサークルがない」というチャンスがあれば取り組みたいと受け取れる理由も全体の31.6%を占めています。

これまでスポーツ意識の高揚をめざし、地区対抗駅伝大会や地区対抗スポーツ大会を開催してきました。

今後も、機会があればスポーツや運動を始めたい、取り組みたいと思っている方々のニーズに対応した教室やイベントを開催するなど、市民一人一人のライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目の振興を図り、誰もが気軽に少人数でもスポーツに参加できるような環境づくりを行う必要があります。(資料1)



地区対抗スポーツ大会



スポーツ少年大会

〈資料1〉佐伯市民のスポーツ実施状況

どの程度		
1	毎日のようにしている	7.4%
2	週に4~5日程度している	8.5%
3	週に2~3日程度している	14.3%
4	週に1日程度している	11.4%
5	月に1~3日程度している	7.1%
6	していない	51.3%

スポー	スポーツや運動をしない(できない)理由は何ですか?				
1	仕事が忙しい	30.7%			
2	きっかけがない	22.2%			
3	家事が忙しい	16.8%			
4	スポーツや運動が好きではない	10.6%			
5	病気やケガのため	10.3%			
6	一緒にする仲間がいない	6.5%			
7	クラブやサークルがない	2.9%			

〔出典〕H27 佐伯市長期総合教育計画市民アンケート市民調査

○ スポーツ施設の効率的な活用について、市中心部の体育施設は、学校施設を含めて利用者が多く新たな利用者を受け入れる余裕がない状況です。一方で市内周辺部の施設の中には十分に利用されていない施設もあります。このため、施設の有効活用を促進するためには広域的な利用方法を検討する必要があります。また、地域スポーツの振興を推進するために、B&G海洋センターなどの拠点施設を今後さらに有効活用できるように、重点的に維持改善していくことが望まれます。

佐伯市総合運動公園は、平成27年度(2015年度)には多目的グラウンドの人工芝化、さらには平成28年度(2016年度)末に宿泊研修施設の建設など、計画的な整備・充実を図るとともに、佐伯市総合運動公園を本市のスポーツ拠点施設として整備します。今後も指定管理者の自主事業によるスポーツイベントの充実や各種競技大会の開催、大学や社会人のキャンプ誘致など、本市のスポーツ振興の中核施設としての役割が期待されています。

また、新たに整備する宿泊研修施設や屋内練習場をはじめとするスポーツ施設は、中核スポーツ施設として機能を維持できるよう効率的な管理・運営を行う必要があります。指定管理者と連携し、利用者のニーズへの対応や、施設内でのマナー向上などに努め、誰もが快適に利用できる施設をめざします。

これからの基本方向

- (1) 市民が気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- (2) 各種スポーツ大会、教室等を開催します。
- (3) 体育施設の効率的・効果的な活用を促進します。

主な取組

(1) 市民が気軽に参加できる環境づくりの取組

市民のスポーツや運動への取組の推進とライフステージに応じたスポーツ環境の整備や日常的なスポーツ活動の場づくりを推進します。また、地域が行う総合型クラブの育成や安定的な運営に向けた地域住民への普及・啓発研修会を開催し、広く市民が参加できる環境づくりに努めます。

- ①市民誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる環境整備
 - *スポーツ推進委員の育成・充実
 - *支部体育協会、地区体育協会の連携と組織強化
 - *各種競技団体への協力依頼
- ②本市の実情に合った総合型地域スポーツクラブの創設
 - *総合型クラブの新規創設の取組を支援
 - *市民への普及・啓発研修会、指導者等の人材育成の検討
- ③軽スポーツ指導者の育成
 - *軽スポーツ大会や講習会、指導者研修会等の開催

(2) 各種スポーツ大会、教室等の開催

生涯スポーツ・競技スポーツ推進のために、ナイターソフトボール大会や地区対抗スポーツ大会、地区対抗駅伝大会等を開催することで、競技人口の増加、スポーツに取り組む機会の創出を図ります。

- ①各種大会や教室を開催し、スポーツを実践する機会の提供
 - *各支部、各地区体育協会でのスポーツ大会や教室の開催
 - *地区対抗スポーツ大会の開催(グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等8競技)
 - *地区対抗駅伝競走大会の開催や、リレーマラソンの開催
- ②スポーツを始めるきっかけづくりへの取組
 - *各支部、各地区体育協会での軽スポーツ大会や運動教室の開催
 - *競技団体による各種教室の開催
- ③各種大会や教室の開催についての積極的な広報活動
 - *市報やケーブルテレビ、市公式HP、ブログなどのSNSなどを利用して情報 発信

(3) 体育施設の効率的・効果的な活用の促進

市中心部の体育施設は、学校施設を含めて利用者が多く、新たな利用者を受け入れる余裕がない状況ですが、周辺部の施設の中には十分に利用されてない施設もあります。そこで、施設の全体的な有効活用を促進するため、広域的な利用方法を検討します。

①体育施設の利用促進

- *市主催の各種大会の開催会場を分散し、施設の広域的利用を促進
- *広報等で施設のPRを行い、施設利用を促進

②学校体育施設の活用

*学校施設開放制度を利用した、十・日を含めた学校体育施設の利用促進

③佐伯市総合運動公園の有効活用

- *スポーツ振興や市民の健康づくりの拠点として、各種施設の優れた機能を活用 した利用促進
- *本市のスポーツ拠点施設として計画的な整備・充実

指標名	現状値	Î	目標値	
1日1宗/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
体育施設利用者総数	653 千人	H27 (2015)	673 千人	686 千人

2 競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実

現状と課題

○ 競技スポーツの向上について、本市体育協会には、現在 40 の競技団体が加盟し、 地域の競技スポーツの振興と競技力の向上に取り組んでいます。

少子高齢化の進展、若者の流出等により、競技人口の減少で県民体育大会への出場が危ぶまれる種目や県内一周駅伝大会等のように継続的に競技レベルを維持することが必要な種目もあり、強化が望まれているところです。

○ 子どものスポーツ機会の充実について、小学校5年生と中学校2年生を対象に行われた平成27年度(2015年度)全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本市の子どもたちの体力運動能力は総合的には全国や県の平均を上回っています。しかし、子どもたちの運動実施状況は、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られました。

子どもがスポーツに参加する機会の充実を図るため、幼児期及び学童期に遊びや 多様な動きの経験を通して運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化を図っ ていくことが必要です。

〈資料2〉佐伯市民のスポーツ実施状況

競	技スポーツを振興するにあたり必要なものは何ですか?	
1	各競技スポーツに気軽に参加できる環境づくり	37.2%
2	プロスポーツや質の高い試合を観戦できる機会をつくる	25.3%
3	指導者の資質向上のための講演会や研修会を開催する	16.3%
4	各種大会の開催数を増やす	11.1%
5	競技力強化のための補助金等の財政支援	10.1%

スプ	スポーツ少年団員を確保するために必要なものは何ですか?				
1	スポーツ少年団と学校との連携	36.2%			
2	スポーツ少年団指導者の資質の向上	25.7%			
3	スポーツ少年団の統合	21.3%			
4	選手強化のための指導者の派遣を定期的に行う	10.9%			
5	各種大会の開催数を増やす	5.9%			

〔出典〕H27 佐伯市長期総合教育計画市民アンケート調査

これからの基本方向

- (1) 競技団体の育成と組織強化を図ります。
- (2) 子どものスポーツ活動の支援に努めます。

主な取組

(1)競技団体の育成と組織強化

競技スポーツ人口の増加を図るとともに、体育協会や各競技団体、学校体育団体 等と連携して競技力向上の取組を支援することにより、競技団体の組織強化を図り ます。

- ①各種競技団体の活動を支援し、組織強化について指導・助言
 - *スポーツ講習会や講演会を開催し、指導者の育成と資質の向上
 - *スポーツフェスティバルを開催、県民体育大会等各種競技大会の参加者の強化 育成
 - *九州大会、全国大会に出場する選手へ奨励金の交付

(2) 子どものスポーツ活動の支援

少子化の影響でスポーツ少年団に所属する団員数が減少しており、それにより廃部や統合する団が増加しています。小学生時期の基礎体力の向上には、スポーツは重要と位置づけ、小学校と連携を取りながら、次代を担う子どもたちがスポーツ・運動に取組む機会をより多く作れるよう活動を支援します。

- ①スポーツ少年団加入前の幼児や子どもを対象にした各種スポーツ体験教室の開催 *多種目のスポーツを経験できる運動教室を開催し、体力向上への取組推進 *コーディネーショントレーニング (**1) を通じて運動能力向上への取組推進
- ②スポーツ少年団の育成・支援
 - *スポーツ少年団の各種交流大会を開催
 - *トップアスリートによるスポーツ教室を開催
 - *子どもの発達段階に応じた適切な指導が行われるよう指導者の育成、充実

目標指標

指標名	現状値	Ĺ	目標値	
1日(示/口		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
スポーツ少年団の加入率	41.5%	H27 (2015)	43%	45%

(※1) コーディネーショントレーニングとは、身体と脳・神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるためのトレーニング法で、「運動における一連の過程」を円滑に、正確に行う能力を向上させるためのトレーニングのこと。

Ⅲ 市民に開かれた教育行政の推進

1 教育委員会及び事務局の機能充実

- 77 -	
--------	--

1 教育委員会及び事務局の機能充実

現状と課題

○ 平成27年(2015年)4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新しい教育委員会制度が始まりました。これは、市長の教育行政における責任や役割を明確にするとともに、いじめなどの重大な事件に迅速に対応できるシステムを構築すること等を目的としたものです。

一方で、教育行政の政治的中立性や、継続性・安定性を確保するため、教育委員会が引き続き、合議制の執行機関として重要な役割を担っていることに変わりはなく、市民の意見を幅広く反映しながら、教育委員会の意思決定が適切になされ、実行されることが求められています。

また、「教育委員会がどのような活動をしているのか、よくわからない」という市民の声に対して、必要な情報が、必要なタイミングで、市民の手元に届くような広報活動を行い、市民とともにある教育行政の推進をめざしていかなければなりません。

○ 教育委員会のさまざまな施策を実行していくためには、事務局の組織がしっかりと機能することが重要です。そのためには、教育行政に携わる職員の資質の向上を図り、教育委員会内部だけでなく、各関係機関と幅広い横の連携を強化していくことが必要です。

さらに、教育委員会の防災体制の整備を図ること、毎年度の事務事業の点検評価の充実を図り、さらなる施策の充実に繋げていくことなど、教育委員会全体として継続して取り組んでいかなければならない課題があります。

これからの基本方向

- (1)教育委員会の機能充実と公聴広報活動の充実を図ります。
- (2)教育行政の執行体制の強化を図ります。

主な取組

(1)教育委員会の機能充実と公聴広報活動の充実

教育委員会が、さまざまな市民の意見を反映して、適切な意思決定を行えるよう、 教育委員の公聴活動や審議機会の充実を図ります。また、広く市民に対して、教育 委員会の活動への理解を深め、より関心をもってもらえるよう、積極的な情報発信 に努めます。

①教育委員会の審議機会の充実

*重要案件等の審議において、定例会を補い、さらに議論を深める「委員協議会」 の充実

②教育委員の公聴活動の充実

- *学校現場との意見交換の実施
- *地域やPTA等との意見交換の実施

③市民への情報提供の充実

- *教育委員会会議の審議結果等を常時ホームページ上で公表
- *市報に「教育だより」のページを設ける(年3回)等、広報活動を推進
- *市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した各課からの情報発信の充実
- *教育功労者の積極的な顕彰

(2)教育行政の執行体制の強化

いわゆる縦割り行政や安易な前例踏襲主義による教育行政の硬直化や停滞を防ぐため、関係各所との連絡体制・協力体制の強化を図るとともに、常に事務事業の在り方について、自ら検証や見直しを行い、個々の職員の資質の向上に努めていきます。また、教育委員会防災計画の継続的な見直しや防災体制の確立を図っていきます。

①総合教育会議及び関係各所との連携強化

- *総合教育会議の充実
- *定期・不定期の課長会議の開催など、教育委員会各課の連携強化
- *各種イベント等での相互協力など、市長部局や各振興局との連携強化
- *学校との意見交換や施設訪問など、学校や各教育施設との連携強化

②事務局職員の資質の向上

*教育行政に必要な幅広い知識や能力を養うため、職員研修の充実

③「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価制度」の充実

- *毎年度、1年間に取り組む重点施策の策定と公表
- * 当該年度終了後、事務事業の点検評価の実施と公表

④防災対策の推進

- *教育委員会防災計画の継続的な見直し
- *教育委員会における防災訓練や避難訓練の実施(年1回)
- *事務局職員の防災士の資格取得を推進

VII 市民に開かれた教育行政の推進

指標名	現状値		目標値	
1日1宗/石		年度	H33 (2021)	H38 (2026)
学校現場との意見交換会	6 校	H27	10 校	10 校
		(2015)		
地域やPTA、各種教育団	(%1)	H27	2地区	2地区
体等との意見交換会		(2015)	(団体)	(団体)
教育行政職員研修	1回	H27	9.년	9 EI
		(2015)	2回	2回

^(※1) 平成27年度(2015年度)は、地域教育懇談会を市内9か所で開催した。